資料紹介・島地黙雷ゆかりの願教寺所蔵の足尾鉱毒事件関係書類

Letters of the Victims of the Ashio Copper Mine to SHIMAJI Mokurai, a Buddhist Priest of Gankyo-ji Temple

はじめに――研究の方法

之標準書」と題する意見書である。もくらい、一八三八~一九一一)らにあてられた、「足尾銅山鉱業停止請願もくらい、一八三八~一九一一)らにあてられた、「足尾銅山鉱業停止請願一九〇二(明治三五)年、願教寺の第二五世住職であった島地黙雷(しまじ・島地興霖師)所蔵の史料の一部である。今回の資料紹介の中心をなすのは、島地興霖師)所蔵の史料の一部である。

勢、ことにフィールドワークの進め方の基本を確認しておきたい。おられた「調査地被害」について自戒をこめて再読して、私たちの研究の姿稿を起こすにあたって、山口県出身の宮本常一先生が常々警鐘を鳴らして

二〇〇八、三四頁)。 人のよさを利用して略奪するものが意外なほど多い(宮本 · 安渓、を少しずつ強めていく作用をしている場合が多く、しかも地元民の調査というものは地元のためにはならないで、かえって中央の力

調査の目的はいろいろあるにせよ、地元の人たちの立場にたち、地元ていったもので、戻って来たものはほとんどないという(同書、三一頁)。な状態であるから、めずらしいものが借用されっぱなしになったり、盗なけいであるから、めずらしいものが借用されっぱなしになったり、盗持って帰ったまま返さないという例は、全国いたるところにあった。

である。の人たちのことを心から案じてなされる調査は、意外なほど少ないようの人たちのことを心から案じてなされる調査は、意外なほど少ないよう

ANKEI Yuji & IZAO Tomio*

安渓遊地・井竿富雄*

曲げられることを地元の人は多くおそれている(同書、二九頁)。腹したとてやむを得ない。しかしそういうことは少なく、むしろ事実のしい批判はなされなければならない。そしてそのことで、地元の人が立もとより調査は、相手にこびるものではないから、調査地に対する正

入手しやすい評伝として村上(二〇一一)がある。 (安渓 · 安渓、二〇一二、一七九~一八一頁、Ankei et al. 2012)。なお、の嵐を押しとどめた長州僧たちの中で中心的な役割をはたした人物である団改革 · 他の宗教組織に学んだ近代化などに尽力し、明治初期の廃仏毀釈幕派の長州藩のもとで活動し、その後維新前後では浄土真宗西本願寺派の教幕、の長州藩の山口県出身の真宗僧侶である。幕末維新期の激動の時代に、討

足尾鉱毒事件と田中正造

取ったとはいえなかった。古河鉱業は「粉鉱採集器」を設置したが効果は上閥は、一応の措置を取ったと声明はしたが、有効な対策と責任ある対応を鉱毒事件は社会的に明るみに出た。これに対して、政府と鉱山所有の古河財 一九一三)である。衆議院議員を務めた田中正造の超人的努力によって足尾 一足尾鉱毒事件といえば、まず想起されるのは田中正造(一八四一〜

^{*}山口県立大学大学院国際文化学研究科教授 Professors at the Graduate Schools of Intercultural Studies, Yamaguchi Prefectural University

るのは、谷干城 ・ 島地黙雷 ・ 三好退蔵 ・ 島田三郎の四人である。 して、岩波書店から刊行されている『田中正造全集』(田中正造全集編纂会編) 近代的公害事件の重大な一例として記憶されるに至った。この鉱毒事件に関 本政府や古河鉱業の行ったことは田中らの行動によってすべて歴史に残り、 被害地のうちの谷中村は、 獲得の手段として重要な鉱山を閉鎖することはできないという基本的な立場 しかるにこの意見書の宛名には、 一九七七~一九八〇)をみると、 地図の上から消されてしまった。だが、 政府側も明治三〇年と三五年に鉱毒調査会を設置したものの、 被害民救済の効果をあげることはなかった。 国家に接収され鉱毒のため池 田中正造の名前はない。名前が挙がってい 他にも救済請願の意見書が残されている。 そこに至るまでの当時の日 「渡良瀬川遊水地」

された巻がある。 中正造は衆議院議員を辞職し、一二月一〇日、 \mathbb{H} と野口春蔵は川俣事件の被告人となっている。一九〇一(明治三四)年には、 とだけはよくわかる 日記だけが発見されていないのである。 偉人田中正造)。 皇直訴事件」で社会的に大きな衝撃を与えた(ウェブページ、 事件の被告人となるものも出た。この請願を提出した人々のうち、家富元吉 願上京を企て、官憲と衝突する「川俣事件」を起こした。住民の中にはこの 三三)年二月一三日、鉱毒被害地住民は、当時「押し出し」と称して大挙請 これには時期的な問題もあるのではないかと考えられる。一九〇〇 [中自身が刑事被告人となることになった。さらにこの年一○月二三日! 「俣事件の裁判に憤慨した田中正造が法廷で起こした「あくび事件」により 上記のとおりこの時期は田中正造にとって容易ならざる時期であったこ 『田中正造全集』には田中正造の日記やメモ・ 書簡が収録 しかし、 この意見書が出された一九〇二(明治三五) 日記が残らなかった理由が何であ 死を覚悟しておこなった 佐野が生んだ) 年の (明治 天 H

する者もいた。これは、一九〇二(明治三五)年に当時の桂太郎内閣が鉱毒めぐって分裂や対立が存在し、むしろ現地住民の運動を過激に過ぎると非難く発展した。大学生による現地視察なども行われた。しかし、路線の違いを者救済運動は内村鑑三などのキリスト教関係者や仏教関係者を巻き込み大きまた、鉱毒問題についても、一進一退と言うべき状況であった。鉱毒被害

ではなかった可能性が推察できる。私にわたる事情で、田中正造自身は鉱毒事件のために陳情を受け入れる状態約束したことなどもあると言われている(大澤、二〇一二)。そのため、公被害の調査機関(この意見書に出てくる「鉱毒調査会」)を設置することを

意見書の署名者と名宛人

造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

議員) た。 が島地黙雷である。 民 較的早い時期から足尾鉱毒事件にもかかわっている。 たことがあった(高橋、 島地黙雷とともに、ヨーロッパ帰朝者の団体である「共存同衆」に属してい えている(高橋、一九八八、一四〇~一四 法などに関しては、 来軍人だったが、 に出てくる谷干城や三好退蔵とともに桂首相を訪問した、と島田の伝記は伝 一九〇一(明治三四)年には田中正造と現地を視察し、一九〇二年にはここ この意見書のあて名になっている人々も、鉱毒問題では有名な人であっ 九〇八) の側に立ったという。 一八三七~一九一一)は西南戦争の熊本鎮台司令長官をつとめるなど元 島田三郎(一八五二~一九二三、ジャーナリスト ・ 新聞経営 ・ 衆議院 は、田中正造とこの問題で共闘関係にあった(とはいえ、運動の方 は元来司法官であったが、 農商務相などを務め、 黙雷の評伝を書いた村上護は、 必ずしも田中と意見を同じくしなかったようである)。 そして、 一九八八、五頁)。 谷についで宛名の 退任後弁護士となり、 一八九七 一頁)。そのうえ、島田は青年時代、 谷干城 (たに・たてき/かんじょ (明治三〇) 年という、 足尾鉱毒事件関係の事績 一番目に書かれているの 三好退蔵 鉱毒問題 一八四

|して、次のものを挙げている(村上、二〇一一、||三四、三〇八頁|

演説会などで演説している。 鉱毒被害民救恤同盟協議には進んで出席した。また鉱毒被害人救済に被害者救済をいかにするかで、正造と会い相談している。そして一九○一(明治三四)年一二月 鉱毒被害地を訪れる。帰京後ただち

一九〇二(明治三五)年一一月 足尾鉱山視察。

にあったかどうかが判然とすると考えられる。

一次一の日記と照らし合わせれば、この日に黙雷と田中正造が実際集める以前から、黙雷と正造には接点が存在したことがわかる。願教寺に残果める以前から、黙雷と正造には接点が存在したことがわかる。願教寺に残二六一頁)。ここから、正造の天皇直訴事件で足尾鉱毒事件が社会の耳目を二六一頁)。ここから、正造の天皇直訴事件で足尾鉱毒事件が社会の耳目を出ったかどうかが判然とすると考えられる。

島地黙雷筆「虎の話に因んで遂に鉱毒の惨状に及ぶ

やや長文であるが、以下に鉱毒にかかわる末尾の部分を引用しておきたい。状に及ぶ」として発表した(『島地黙雷全集』第二巻、五二八~五三四頁)。めったことから、虎をめぐる故事にかこつけ「虎の話に因んで遂に鉱毒の惨の村々を訪れている。その時の状況を綴った文章を、翌明治三五年が寅年で一七日に、鉱毒の激甚被害地である谷中村、海老瀬村などの渡良瀬川の沿岸一出日、正造の天皇直訴事件の一週間後の一九○一(明治三四)年一二月黙雷は、正造の天皇直訴事件の一週間後の一九○一(明治三四)年一二月

の名にて一世を轟かしたる者、 杉輝虎 というも不当に非ざるべし。併し、 社会に流し、多数の人民を傷殺 の虎女、 (謙信)、 古今数多くありしなれ、 鳥にして猶虎の名を得る程なれば、 近世にては藤田東湖の虎之助 加藤虎之助 (清正)、 枚挙に遑あらず。 ・苦悩せしむる者あれば、これを人虎 別に残忍を意味せしに非ず。 是れ迄我等の人名に、 僧侶には師錬の虎関、 吉田松陰の寅次郎の如き、 人類にても、 今は必要に非ざれば之 虎の字を附け 尤も惨毒を 婦人には大 武人に上 虎

略すべし。

る、 り。 去ること能はずと。此の時孔子は大に歎じて、甚矣哉、 せられたれば、 此の如く屡々虎害に逢ふ程ならば、 の為に害されて、死に至りしと云ふ。 所以を尋ねられしに、婦人は答へて曰く、吾は至極の不幸に接せし者な 泰山の下を過ぎられしに、 予は、 実に虎の害よりも猛悪なるかとの玉ひし由 先づ舅を失ひ、 終りに臨んで一事の示すべき事あり。 婦人は答へて曰く、 次に夫を失ひ、後に我が子を失へり。三人共漸次虎 一婦人の切に慟哭する者に逢はれたり。 幸に苛政なき故、 何ぞ速に此の地を去らざるやと詰責 孔子は之を憐み、更に問ふて曰く、 『家語』 夫が為に春恋して に、 苛政の民を賊す 孔子が曾て 其の

月には、 旦 き、 搬することど、なれり。 溪谷を埋めて、 為に、捨石も亦多量にして、年々歳々捨石を以て溪谷を埋め立て、 棄する物を捨石と云ふ)、明治十五年以来、 渡良瀬の、川に小魚の影だにもなし」と。惨状豊憐れむべきに非ずや。 厄に陥りし者なり。予取敢へず口占して曰く、「桑は枯れ稲はみのらず 稲梁は登らず。河中には一匹の魚鼈だに居らざる状況、 中・海老瀬・川辺村等を巡視したるに、其の惨状は実に言語に絶せし の費用は近距離の所に運搬するに数倍すれば、 に運搬せるに、其の車数は大抵一日五百車なりと云ふ。 捨石場に欠乏を告ぐるを以て、鉄路を延長して之を他所に運搬し、 有様にて、殆んど落涙の潜々たらざるを得ざりしなり。桑苗は皆枯 余は此の語に由て考察するに、彼の足尾銅山鉱毒被害地の惨状の 同友数名を伴ひ、最も被害劇甚地と称する渡良瀬川沿岸の諸村、谷 真に虎害よりも百千万倍の惨虐をなす者なり。 足尾銅山に於ける捨石の如き(百分の六の良鉱附着の儘を放 溪谷を填充し居れり。 京子内と称する一大凹処を填塞し 尋で其の処より二百八十尺を距りたる高木原と云ふ所に運 他も亦狭隘を告ぐるに及び、 已に近所は填充し捨つべき間地なく、 就ては鉱山の当局者は、 然るに、 距離遠隔の所に運搬すれば、 其の良鉱掘出の多量なるが 次第に鉄路を延長して遠方 (長さ三丁、 之を力めて近距離の 力めて近距離に投ぜん 余は旧臘十二月十七 過ぐる二十年九 満村皆瀕死の困 拠なく遠方に運 幅 乀 他の 遂に

以て、 壊し、大雨に乗じて、之を渡良瀬川に投入・ 流出せしめたりと云ふ。 延長したるに、二十九年七月二十一日の大水に際し、雷雨の中に懸賞し 其の後は大洪水なき故、捨石非常に推積したるが故に、高木原迄鉄路を 昼夜百余の人夫を以て放流し、二十四年九月三十日の大水の時も同断 ことを欲し、大雨の襲来を待ちて、之を渡良瀬川に崩壊、 イナマイトを用ゐて固着せる基礎を破摧せり。同年九月八日には全力を て其の幾分を放流し、八月十七日、又暴風雨中に数倍の人を増加し、ダ して大盤石となり、 即ち、明治二十三年八月の洪水の時は、本口及び京子内大半の捨石を、 崩壊・ 流失せざるが故に、彼等はダイナマイトを使用して之を破 遂に広さ一町毎に三町、深さ六十五尺の間に推積せる捨石を悉皆 然れ共、 頗る強固なる地盤を構成して、 此の捨石なる物は、凝集性を有するが故に固と粘着 如何なる大雨に逢ふ 流出せんこと

あ、これ何ぞ惨憺残忍の甚しきや。真に言語道断、暴虐無道の甚しきあ、これ何ぞ惨憺残忍の甚しきや。真に言語道断、暴虐無道の甚しきや。聊か叙べて会友諸兄の同情を乞ふ。

や。聊か叙べて会友諸兄の同情を乞ふ。

り、しかも嵐に乗じての意図的な汚染であることを知って、激しい憤りを覚末に実見した鉱毒被害地の惨状のすさまじさと、それが紛れもない人災であの終わり方として、これはいささか殺伐としている。しかし、黙雷は、前年のどけかるべき新春に干支の寅についての古今の伝承の蘊蓄を傾ける記事

鉱業主の暴虐とそれを放置する政府の怠慢とを指弾した文章であった。えたのである。まさに、「苛政は虎よりも猛なり」という孔子の言葉を借りて、

鉱毒被害地を訪れた黙雷の和歌と漢詩

ような和歌をつくった。 年一二月、訪れた鉱毒激甚被害地で、☆ 黙雷は、一九○二(明治三四)年一二月、訪れた鉱毒激甚被害地で、☆

桑は枯れ稲はみのらず渡良瀬の、川に小魚の影だにもなし

けておく。四行目の五番目の文字は「號」の異体字である。近掛け軸として表装された(図1)。とくに難しい言葉はないが、仮訳をつ願教寺には、このおりに黙雷が作った七言絶句の漢詩が残されており、最

放流せりと云ふ。

對處飢寒號哭頻

飢えと寒さをむかえての号泣しきりである

荒れはてた田は百里にわたって収穫がなく渡良瀬川のほとりは悲しみにあふれている鉱毒は毎年のようにこの人々に災いをなし

控え)であったかとも思われる。やすい筆致で書かれている。あるいは、被害民に与えるために書いたもの(のやすい筆致で書かれている。あるいは、被害民に与えるために書いたもの(の容易には読めないほど達筆の軸が多い黙雷であるが、 これはたいへん読み

一二月のことであり、一九〇一(明治三四)年一二月一七日の視察を踏まえいる。「四」の字は、下部の横線のために「五」とも見まがうが、蝋月とは添え書きには、明治三十四蝋月鉱毒被害地巡視のおりの賦であると記して

たものと考えられる。

している。
山口県徳地の島地村に村人たちが黙雷の閑居の場として「雨田草堂」を建立味である。この年、黙雷は数え六四歳、一月には、島地の姓のもととなった味である。「雨田」は黙雷の号のひとつ、「老納」とは、年老いた僧という意

「足尾銅山鉱業停止請願之標準書」および添付文書の紹介

けで、 ppm)ということになる。この 及処分ノ方法ヲ調査ス」るため発足した「鉱毒調査委員会」の奥田義人委員 被害地調査結了迄納税猶予願」であり、一九〇二(明治三五)年五月一日付 これに「御参考」として二つの文書が添付されている。そのひとつは 半紙をこよりで綴じたもの三種類がある。一番目は一九〇二(明治三五) いると考えられるが、 の作成したリストによって、おそらく同じものが国立公文書館に所蔵されて なわち、今の単位で言えば土壌一キログラムあたり一二二ミリグラム(一二) の検査報告で、その結果は、 新郷村民が分析を依頼した土壌に含まれる銅分の一九〇二年一月一一日付け この「猶予願」にさらに添付されていたのが「検査報告写」であった。これは、 名押印しており、猿島郡の古河町長と新郷村長が署名し公印を押している。 五月一一日付けの「足尾銅山操業停止誓願之標準書」と題するものである。 願教寺に残された足尾鉱毒事件関係の史料には、 (当時の法制局長官)となっている。鉱毒被害地の地主総代たち多数が署 宛先は同年三月一七日に内閣総理大臣の監督下に「鉱毒ニ関スル実況 願教寺が所蔵する一組の史料として、ここに掲載して 乾燥重量あたり、一○○分の○・○一二二、 「御参考」とされたものは、小池(一九七四) 前記の掛け軸のほかに、 「鉱毒 年

に重いものなのかを詳細に述べていく。
この「足尾銅山操業停止請願之標準書」は、鉱毒被害がどのように社会的

による栄養補足費の増加、一、財産減失による衣食住の欠乏、一、貧困急激ば、「一、漁業廃絶による栄養補足費の増加、一、穀菜その他飲食物の減失尾銅山鉱毒既往の損害に関する陳情書」が掲載されており、その項目をみれ 例えば、一八九七(明治三〇)年八月二二日付けの『毎日新聞』には「足

根本の原因へと掘り下げたものとなっている。例ではなく、ほとんど固有名詞をさえ排して、そうした被害を生み出すよりんだ偉人田中正造)。しかし、この「請願標準書」は、そのような個別の事わたる具体的かつ深刻な被害が挙げられている(ウェブページ・ 佐野が生による身体の異状、一、貧困窮迫による浸害物喫食の害」等きわめて多岐に

総代 ・ 山本善松のものである。 正がなされている。訂正印は、すべて三番目の署名者の茨城県猿島郡新郷村一部、二部と終わりの三部では、筆跡が異なっており、数十か所にわたる訂産及経済及鉱毒問題性質」の三部にわかち、四三頁にわたって述べている。二頁からなる鑑の文のあと、本文は、「人道及生命」「国法及権利義務」「天

れる。

詳細に同時代史料と照らし合わせれば、今後新たな発見があるものと考えらという言葉がなかった時代の民衆の渾身のメッセージの貴重な史料であり、この「足尾銅山操業停止請願標準書」なる意見書は、「公害」や「デモ」

紀余の時を隔ててなお読む者の胸に迫る力がある。 済からみてもいずれも許されざるものであることを切々と説いていて、一世ち入ることはできないが、銅山の操業が、倫理からも、法律的にも、また経この報告は、あらたに発見された史料の紹介に力点をおくため、詳細に立

おわりに

といって過言ではない。「放射能」に置き換えれば、まさに今日の日本の現状と変わるところがない「放射能」に置き換えれば、まさに今日の日本の現状と変わるところがないするにとどめるが、「新聞」を「マスコミ」に、「鉱毒」を「メチル水銀」やここでは、「人道及生命」の部からそのほんの一部を抜粋して現代語に訳

姿の根本を破壊しつつあるのもまた、近頃の出来事である。たたかうようにしむけ、同胞を激しく対立させて、人間としてあるべき被害地に直接関係のある地方新聞の記者たちまで買収して、父と子が

このあと、足尾銅山の鉱毒が銅だけではなく、ヒ素という猛毒成分も含む

ように述べている。という発見(ずっとのちにはカドミウムも発見される)に触れたのち、次のという発見(ずっとのちにはカドミウムも発見される)に触れたのち、次の

から、 少なくないといわなければならない。これも暗黒社会のなせるところだ ら年ごとに毒が重なってくると、現状から将来のことを断言することは 普通の人がこれに気付くほどになった時には、もうまるで不治の病気に するような悪事をさせないようにするべきである…… て人権を尊重して、被害にあって生活に窮している人たちをわざと虐待 ることが大変に多い。こういう悪漢の書いた本にだまされてしまう人も のために、近頃は、とんでもない説を載せた著書さえ世の中にあらわれ るように努めて、日夜奔走してあちらこちらに出没しているという。 判断をできない心の状態になってしまうことで、問題の本質を誤解させ 正直な知識人をだましているのである。このために官民の人々が正常な できない。ところが、彼らは(金や地位のために)学問を曲げる者を雇っ かかった人と同じようなことになってしまう。こういうわけで、 て演説してまわらせ、素朴で律儀な政治家をたぶらかし、経験がなくて 人の眼では今年は鉱毒の激しい所ではないと思われたとしても、これか 鉱毒というものは、 ・経験のない人には容易に認めることができないものである。だから、 いますぐに誰かれを恨むということではないのだけれど、人とし はじめは普通の人の肉眼では見えないものであ 普通の そ

(村上、二〇一二、三六頁)。 (村上、二〇一二、三二六頁)。 して自ら楽しみ」と、今日ボランティアと呼ばれる活動の要諦を記しているを求める競争のようになることを戒めて、「自ら為して自ら怨みず、自ら為まざまな活動に熱心であった。しかも、「慈善の注意」として、それが名誉女子教育・ 盲人教育・ 監獄教誨・ 死刑廃止等々啓蒙と慈善を旨としたさ妖雷は、宗門内での大きな働きとともに、宗門の外に対しても、禁酒・

のか、その言動の一端は上述したところであるが、それを裏付ける史料はまな意見書を託された島地黙雷が、それを受けて具体的にどのように活動した鉱毒被害地の現場を踏み、被害住民からの話を聞き、ここに紹介したよう

だ多くはない。

と、何人もの面会者の名前に続いて、次のような記事がある。朝、寺内(正毅)少将の欧州行にあたってその邸を訪問して送別と書いたあれて、拝読したところ、一八九六(明治二九年)年六月二八日の項には、今このたび、願教寺に所蔵されている膨大な黙雷の日記の一部の閲覧を許さ

演

明治の三陸大津波が起こったのが、この年六月一五日であったから、わずのである。

翻辞

まのご支援ご鞭撻に心からの感謝を申し上げます。 職の島地興霖師とご家族のご厚意によるものです。山口県立大学大学院の鈴 とのできた岩手県内でのフィールドワークが可能になったのは、 の長州真宗僧に関する史料と口承による総合的研究」によりました。 龍谷大学の岩田真美講師 は、 クの仲間として活発な議論をさせてもらうことができました。児玉識先生に 木隆泰教授、 かく迎えてくださり、このような形での刊行をご快諾くださった願教寺ご住 会的な活動の記録について、貴重な生の史料に触れながら、いろいろ学ぶこ このように、幕末から明治にかけての著名な宗教者であった島地黙雷の社 黙雷和上の手蹟の解読にあたっていつも変わらぬご指導を賜りました。 部は、 山口大学の安渓貴子非常勤講師のお二人には、 科学研究費補助 には、 金 資料の探索の援助をいただきました。 課題番号 二四五 一〇〇六七 フィールドワー 「幕末維新期 ひとえに暖

引用文献

たどる旅」『季刊東北学』三〇号、一六六~一九三頁安渓遊地 ・ 安渓貴子、二〇一二「越の国巡礼――幕末維新長州僧の足跡を

ANKEI Yuji, ANKEI Takako, CHUN Kyung-soo, SUZUKI Takayasu, IZAO Tomio, IWANO Masako, & Wilson Amy, 2012, Four Priests of Yamaguchi who Saved Buddhism in Early Meiji Era Japan: a Study on Shimaji Mokurai, Ozu Tetsunen, Akamatsu Renjo, and Kagawa Hoko『山口県立大学国際文化学部紀要』一八号、三二~五一頁

大澤明男、二〇一二『評伝田中正造』幹書房

寺出版協会 一葉憲香 ・ 福嶋寛隆編『島地黙雷全集』第二巻、五二八~五三四頁、本願 島地黙雷、一九七四(一九〇二)「虎の話に因んで遂に鉱毒の惨状に及ぶ」

高橋昌郎、一九八八『島田三郎伝』まほろば書房

田中正造全集編纂会編、一九七七~一九八○『田中正造全集』全一九巻・

別卷一、岩波書店

村上護、二〇一一『島地黙雷伝』ミネルヴァ書房読んでおく本』みずのわ出版、一三~三四頁宮本常一・ 安渓遊地『調査されるという迷惑――フィールドに出る前に宮本常一、二〇〇八(一九七二)「調査地被害――される側のさまざまな迷惑」

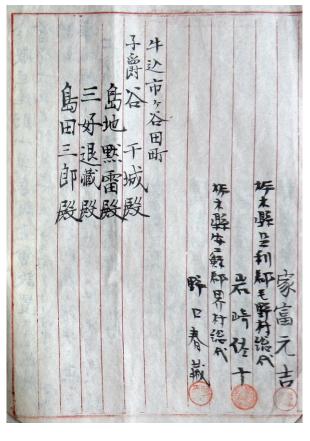
引用ウェブページ

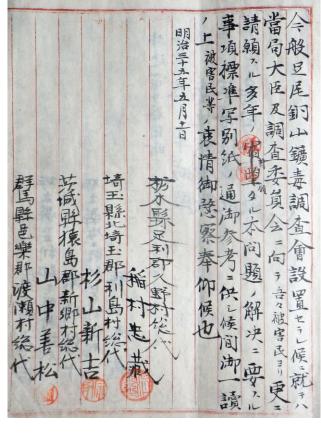
佐野が生んだ偉人田中正造 ・ その思想と行動

http://www8.plala.or.jp/kawakiyo/index4.html(二〇一二年一二月一六日閲覧)

て」『北の丸』第3号小池政幸、一九七四「国立公文書館蔵『足尾銅山鉱毒事件』関係資料につい小池政幸、一九七四「国立公文書館蔵『足尾銅山鉱毒事件』関係資料につい

http://www.digital.archives.go.jp/support/pdf/kaiteiban_kitanomaru3gou_P36.pdf(二〇一二年一二月一六日閲覧)





事項標準写別紙ノ通御参考ニ供シ候間御一読 当局大臣及調査委員会ニ向テ吾々被害民ヨリ更ニ 請願スル多年ノ請願タル本問題ノ解決ニ要スル ノ上被害民等ノ衷情御愍察奉仰候也 明治三十五年五月十一日

今般足尾銅山鉱毒調査会設置セラレ候ニ就テハ

子爵

谷

三好退蔵殿

島地黙雷殿 干城殿 牛込市市ヶ谷田町

島田三郎殿

栃木県足利郡久野村総代

埼玉県北埼玉郡利島村総代

茨城県猿島郡親郷村総代

山中善松

-66-

群馬県邑樂郡渡瀬村総代

栃木県足利郡毛野村総代

家富元吉

栃木県安蘇郡界村総代

岩崎佐十

野口春蔵

足尾銀山鏡雪停止請願之標准事 道及生命一部

モノナリ然しに熱誠小誠実トラルラ之しラ教ハントセグシラ教フラ 災難一モ欠んモノナクシテ終い那命」死ラ免ながし程ノ ルフラ用こと類奏被害民ノ不幸与見る多年最力家 ショカランアラン号ノモ非命"死スル人命問題"對スルモノ国レコ教ないトセバ救、能かぶとテ終"財、奮かん人へ殺サレンノ之何 カラで、然しに就一人アー暴力下悪意トラ以テ他人う害し財 ノ治ラメと苦メラレ又近年更意,タメ、苦メラレ今八人生一福里 うなるへ人り投スー時ラレラ遊してり冷りけい被慢ノルラクラン 冷すいいうゆうとずしい偏頗り敢すう免メカレズトハ国ナル言いト 安しき血トラルラ之しこすうがり得で何ングカナ

難カラザルモノナルオヤシラ教フノ法他をアラズ軍勢先少人道ラ

モノナリ然レドモ熱誠ト誠実トヲ以テ之レヲ救ハントセバ之ヲ救フニ 災難一モ欠クルモノナクシテ終ニ非命ノ死ヲ免カレザル程, 敷誠実ト熱血トヲ以ッテ之レニ当タラザルヲ得ズ何ンゾ冷カナ ンノ功カ之レアラン荷クモ非命ニ死スル人命問題ニ対スルモノ宜 レヲ救ハントセバ救へ能ハズシテ終ニ財ハ奪ハレ人ハ殺サレシノミ何 難カラザルモノナルオヤ之ヲ救フノ法他ニアラズ宜敷先ヅ人道ヲ ル事ヲ用ヒンヤ鉱毒被害民ノ不幸ヲ見ヨ多年暴力家 ヲ奪へ人ヲ殺スノ時之ヲ護ルモノ冷カナル緩慢ノ心ヲ以テ之 **^ 為ニ苦メラレ又近年悪意ノ為ニ苦メラレ今ハ人生ノ禍害**

云フベシ然レドモ滋ニ人アリ暴力ト悪意トヲ以テ他人ヲ害シ財

冷カナル心ヲ以テセザレバ偏頗ノ弊ヲ免ヌカレズトハ宜ナル言ト

足尾銅山鉱業停止請願之標準書

策ノ得タルモノトセバ之レ人道地ヲ払フノ時ナリ之レ却テ良民 ザルベカラズ若シ夫レ惨状ヲ名トシテ此人民ヲ逐へ払フヲ以テ救済 為メ普通国民教育ヲ保護スベシ之レ勅語ニ於テ明々タルモノ 住ヲ保護スルヲ至当トス法律又然トス而シテ被害地住民 ル事ナケレバ之レヲ救フノ道ハ将ニ開ケントス先ヅ被害激甚地 辞ヲ用ヘテ志士ノ諫争ヲ防セギ上下相通ズルノ道義ヲ妨グ 数ノ良民ヲ害セシメズ人類ノ道義ヲ確認シ苟クモ故ナキ逃 ヲ刑スルノ術中ニ陥ルモノナリ今正当ノ人道ヲ以テセバ古来ノ居 窮民ガ被害ノ惨状ニ陥リ衣食及子孫相続ニ関スル相続惨状 ヲ根絶スルニアリ其ノ法律ヲ実行スルニアリ故ニ一個慕人ノ為多 ハ極力之レヲ救護スル事ヲ目的トシ速カニ居住ノ安寧ヲ図カラ

ナリ而モ害アレバ厳重ニ其害トナルベキモノヲ停止スベシ何ンゾー個人

ラ刑スルノ街中、路ルモノナリ今正当ノ人道ラ以テセハ古来,居

為以普通國民教育了保護スで之し物語、於い明々タルモノ

り而もまといる東・其はいれてきもりう信止ないと何ごと何く

住习得護又几了至當人文法律又然人人而己了被害地住民

第八得タルモノトセハ之し人道地ラ拂ファ時ナリ之上却ラ良民サルブラス若し夫し惨状り名としテ此人民ラ逐へ拂フラルテ政済

八極力之与救護スルーラ目的トレ速力、居住、安寧ラ圖カラ

野民が被害人状、治り衣食及子孫相續、関スに顕事修けれてナナケレハ之とう致了,道、将、風ケントス先が被害激甚地

辞り用うた七人該争り防セギ上下相通べり道義も妨か

重しい生命ラ南子と財ラをすと人ラ教スーラなふいテ其人所犯

重ンジ生命ヲ尊ビ財ヲ奪ヒ人ヲ殺ス事ヲ禁ジテ其ノ原犯

う根絶スルニアリ其法律ラ實行スルニアリ故二一個墓人,為メ多

?良民ラ書とよべ人類道義ラ確認しちりも故

十十世

> 重二其害トナルベキモノヲ停止スベシ人類ノ生命ハ金品物件ノ之レニ がルベキモノニアラズ又人民国ニ報スル義務ノ希望ヲ妨グベカ ウズ土地ヲ毒シテ租税ヲ上納スル能ハザラシメ人体ヲ害シテ兵 要素ヲ害スベカラズ地方ノ風土古来ノ天産水質及ビ天然肥 要素ヲ害スベカラズ地方ノ風土古来ノ天産水質及ビ天然肥 要素ヲ告スベカラズ地方ノ風土古来ノ天産水質及ビ天然肥 と命ヲ奪ハレ之ヲモ防衛スル能ハザルモノアリトセバ之レ等ノ加害 古メラレテ之レニ反抗スルカナク加害者ニ恣ニセラレテ産ヲ奪ハレ 生命ヲ奪ハレ之ヲモ防衛スル能ハザルモノアリトセバ之レ等ノ加害 者ヲ捕ヘテ此窮民ヲ救ハザルベカラズ且ツ多年此加害者ニ侮辱 オヲレクリトセバ弥々其貧弱無カヲ憐マザルベカラズ左ニ其憫

ノ私利ヲ顧ミルノ暇アランヤ又克ク生命ヲ貴重シ之レニ害アレバ厳

害本人ハ弥々其為ス所ヲシラザルノ機ニ投ジテ加害者ハ被害窮害本人ハ弥々其為ス所ヲシラザルノ機ニ投ジテ加害者ハ被害別シニニ立済他人ノ救ヲ求ムト雖ドモ他人之レヲ悟ラズ而シテ被害・ホンレヲ知ラズ終ニ多クノ生命ヲモ奪へ去ラレタルモノナリ而シテ被モ亦之レヲ知ラズ終ニ多クノ生命ヲモ奪へ去ラレタルモノナリ而シテ被モホンレヲ知ラズ終ニ多クノ生命ヲモ奪へ去ラレタルモノナリ而シテ被モホンレヲ知ラズ終ニ多クノ生命ヲモ奪へ去ラレタルモノナリ而シテ被モホンレヲ知ラズ終ニ多クノ生命ヲモ奪へ去ラレタルモノナリ而シテ被モホンレヲ知ラズ終ニ多クノ生命ヲモ奪へ去ラレタルモノナリ而シテ被モホンレヲ知ラズ終ニ多クノ生命ヲモ奪へ去ラレタルモノナリ而シテ被モホンレヲ知ラズ終ニ多クノ生命ヲモ奪へ去ラレタルモノナリ而シテ被モ本人ハ弥々其為ス所ヲシラザルノ機ニ投ジテ加害者ハ被害窮

> ノ光ナク且ツ其ノ死者ノ頭上ニモ課税ハ課セラレテ而シテ此死者 ノ光ナク且ツ其ノ死者ノ頭上ニモ課税ハ課セラレテ而シテ此死者 ノ光ナク且ツ其ノ死者ノ頭上ニモ課税ハ課セラレテ而シテ此死者 ノ光ナク且ツ其ノ死者ノ頭上ニモ課税ハ課セラレテ而シテ此死者 ノ光ナク且ツ其ノ死者ノ頭上ニモ課税ハ課セラレテ而シテ此死者

民ノ心ヲ見抜キ之ヲ惑ハシ誑カシ其渇スルモノニ飲ヲス、メ窮スルモ

ハ父兄子弟ノ生命ヲ保護スルナク法律モ亦之レヲ傍観シ テ今日ニ至ルモノナリ被害民ハ被害ノ茲ニ迫ラザルノ日ニ於テ鉱 毒除害及鉱業停止憲法保護人命保護等ノ請願ヲナ セシモ何故ニ多年此困窮ノ人民ヲ救ハザルカ仮令政府救ハズ トスルモ加害者ハ何故ニ自カラ鉱業ヲ停止セザルカ自ラ鉱業 トスルモ加害者ハ何故ニ自カラ鉱業ヲ停止セザルカ自ラ鉱業 ヲ停止シテ人命ヲ顧ミルノ方法ヲ取ラザルカ今ヤ驚クベキ多 数幾千人ノ患者ヲ出シ国民之レニ忍ビズシテ志士仁人相 図リテ之レヲ救済シ其病ヲ治療シ凍ルモノニ衣ヲ与へ飢ヘル モノニ食ヲ与ヘテ此惨状ヲ救ヘタルハ正ニ之レ三十四年十二月ヨリ目 下ニ渉リ幾万ノ物品ヲ恵与シ万石ノ血涙ヲ以テ此幾千ノ 民命ヲ救ヘタリ加害者ハ何故ニ自ラ其罪ヲ謝シ其非ヲ悔ヘ 改メテ自ラ鉱業ヲ停止シテ己往ノ過チヲ公表セザルカ而シテ人 改メテ自ラ鉱業ヲ停止シテ己往ノ過チヲ公表セザルカ而シテ人 のノ死亡ニ鑑ミザルカ畢竟多年被害民ノ請願陳述建白

及志士仁人ノ救済ハ皆国民ノ救護ト土地ノ保護等ヲ訴フルニアルモノナリ而カモ尚加害者タル者ハー流党与ヲ結ビ之レヲ悔へ改ムルモノナリ而カモ尚加害者タル者ハー流党与ヲ結ビ之レヲ悔へ改ムルモノナリ而カモ尚加害者タル者ハー流党与ヲ結ビ之レヲ悔へ改ムルモノナリ而カモ尚加害者タル者ハー流党与ヲ結ビ之レヲトルたヅ加害者ノ根元タルモノハ即チ争点ノ皈着スル所ニシテ災害たヅ加害者ノ根元タルモノハ即チ争点ノ皈着スル所ニシテ災害たヅ加害者ノ根元タルモノハ即チ争点ノ皈着スル所ニシテ災害人原因タリ国家ノ怨府タリ国民ノ憎ム所タルヲ以テ此ノ鉱業ヲ停止シテ其災害ノ原毒ヲ根絶スベシ苟モ人道ノ正義ヲ明ニセバ其実ノ挙ガラザルナシ而シテ再ビ必ズ毒ノ為ニ産ヲ破ラレ人ヲ殺フ方法ヲ取ラザリシカ之レ徒ラニ其非ヲ掩フコトニ忙ハシクレヲ救フ方法ヲ取ラザリシカ之レ徒ラニ其非ヲ掩フコトニ忙ハシクロヲ救フ方法ヲ取ラザリシカ之レ徒ラニ其非ヲ掩フコトニ忙ハシクをニ無毒ヲ吹聴シテ人類ヲ保護セザルガタメナリ斯ノ如クシテ管ニ無毒ヲ吹聴シテ人類ヲ保護セザルガタメナリ斯ノ如クシテ

人類ノ生存スル国ナリト云フヲ得ベキカ禽獣社会ハイザシラズ苟モ人類ノ生存スル国ナリト云フヲ得ベキカ我国ノ憲法ハ決シテ憲法ノシカラシムル処ナリト云フヲ得ベキカ我国ノ憲法ハ決シテカ、ル非道ヲ統一スルモノニアラズ我国体モ亦決シテカ、ル臣民カ、ル非道ヲ統一スルモノニアラズ我国体モ亦決シテカ、ル臣民ヲ無視シテ白昼人ヲ殺スコトヲ公認スルノ條文ナシ試ニ被害ヲ無視シテ白昼人ヲ殺スコトヲ公認スルノ條文ナシ試ニ被害ヲ無視シテ白昼人ヲ殺スコトヲ公認スルノ條文ナシ試ニ被害ヲ計願セシモノナリ毫モ私情ノ請願ニアラズ皆国家公益保ヲ請願セシモノナリ毫モ私情ノ請願ニアラズ皆国家公益保ヲ請願セシモノナリ毫モ私情ノ請願ニアラズ皆国家公益保ヲ清願セシモノナリ毫モ私情ノ請願ニアラズ皆国家公益保ヲ清願セシモノナリ毫モ私情ノ請願ニアラズ皆国家公益保ヲ清願セシテ被害ノ月ニ人民ノ居住ヲ侵害セシメテ加害者ノ恣ニ毒〔注。月は内かラ氾濫セシメ人ヲ殺スノ極惨ニ至ラシメタルヲ傍観シタリトセバヲ氾濫セシメ人ヲ殺スノ極惨ニ至ラシメタルヲ傍観シタリトセバヲ氾濫セシメ人ヲ殺スノ極惨ニ至ラシメタルヲ傍観シタリトセバヲ氾濫セシメ人ヲ殺スノ極惨ニ至ラシメタルヲ傍観シタリトセバヲ氾濫セシメ人対を対した。

ルン偽リラ以うとに緑果トラグサルでカラズ偶々えせに人学士学生 之と皆か里る者」とは、共ナルモノ常を証言とこず記ラアほうしてる路、ケアク 被害地人惨人是思いべこう大勢被害地可見舞八二十七八之上与好人 少訓今ラがし人類,通、我って坊ケ国民同胞人倫,德想ラ 心下处了見以流子被害地、直接関係了有七九地方新聞 人加京者震失、倍人致魔横領シラ連七先非,改九, 九丁ラ祭智と却ご振り、救済ノ常ラ為と遠かえもより南モにま 明ラ暗シターとるがかれり而も古志士仁人タルモノハ加里者好謀 破喪しタルラ見テ加害者。堂等が隱殿出沒当局ノ者ノ 民者等三至です買収しラ父子相戦でメ同胞相食と 坊里ラナスー甚タ多事いるついこありれき愛にたかタ 從事ストモノアレハ又加害者等ハ之と一對心明接直接こ

メ人倫,大道可破壊セレメツァルへ又近頃,出走事ナリ

明ヲ暗マシタルニ過ギザルヲシレリ而モ尚志士仁人タルモノハ加害者ノ奸謀 記者等ニ至ルマデヲ買収シテ父子相戦ハシメ同胞相食マシ 妨害ヲナス事甚ダ多事ト云フベシ斯ノ如キ実況ナルガタ ナルコトヲ察知シ却ツテ振ツテ救済ノ業ヲ為シ遂ゲタルモノナリ而モ此業 ルノ訓令ヲスラ出シ人類ノ通義ヲモ妨ゲ国民同胞人倫ノ徳想 メ人倫ノ大道ヲ破壊セシメツ、アルハ又近頃ノ出来事ナリ 心アル処ヲ見ズ況ンヤ被害地ニ直接関係ヲ有セル地方新聞 メ加害者党与ハ倍々跋扈横領シテ毫モ先非ヲ改ムル ニ従事スルモノアレバ又加害者等ハ之レニ対シ間接直接ニ 破壊シタルヲ見テ加害者ノ党与等ガ隠顕出没当局ノ者ノ正

加害及方善良之多数 少加害者,實典,頗,便 者了、南洋山、移住也是家丁丁大女上之此案件 尚天災水難等例証了引用之被害氏了一下水力比海道 通常職解釋了七八人類上衛生上人名人震了一代等七十 偶々ニミノ学士ノ調 放逐一案件了建了此人為加害人惨状,對心曲學人徒八 テ之とう好ったり方法トンテハ忽子加害者、親り却了被害氏 ラ之等ラ正当た人道及法利·反對こう此此去ラロ街 公、ス之上人体、至上マデ粉多數電表でラ証スルモナとが並の 起うガルラはルガ為メンシレラ追逐セントスルモノアリシ 國法及權利生命財立 復河川後漢ノ要克ラ講がり以西女旦りるえた日、コラ 在了了鏡事中。此 民ラ遠 何タルモノラ 利えてキモラレ等 素、発見しテラしば 欠うずれモノ、 却地 若シクハ南洋島ニ移住セシムルヲ上策ナリ云々ト之レ此案件 尚天災水難等ノ例証ヲ引用シ被害民ヲシテ永ク北海道

放逐ノ案件ヲ建テ此人為加害ノ惨状ニ対シ曲学ノ徒 テ之等ヲ正当ナル人道及法利ニ反対シテ此砒素ヲ口衛トシ 回復河川浚渫ノ要点ヲ講ズルノ必要且ツ急ナル日ニ当テ却 通常識解釈ヨリセバ人類上衛生上ノタメ震ツテ彼等モ土地 偶々二三ノ学士ノ調査アリ鉱毒中ニ砒素ノ発見シテ之レヲ世 テ之レヲ避クルノ方法トシテハ忽チ加害者ニ諛リ却ツテ被害民 ニ公ニス之レ人体ニ至ルマデ夥多敷害毒ナルヲ証スルモノナレバ普

タル加害者ノ党与ニハ頗ル便利ナルベキモ之レ等一個人為ノ 加害ヲ以テ善良ナル多数ノ人民ヲ遠ク斥ケ再ビ正当ノ訴 及国法及権利生命財産ノ何タルモノヲ知ラザルモノ、言ナリ 起ラザルヲ謀ルガ為メニ之レヲ追遂セントスルモノアリ之レ人道

ルニ偽リヲ以テセル結果ト云ハザルベカラズ偶々志士仁人学士学生 之レ皆加害者ノ党与ナルモノ常ニ誣言妄説ヲ逞フシテ当路ニ告グ

被害地ノ惨ナルニ忍ビズシテ大勢被害地ヲ見舞ハントセバ之レヲ妨グ

-71 -

漸々激甚地ヲ増加スルモノナリ果シテ然ル事実ナレバ今年数激甚地ニアラザル地モ数年間ニ激甚地トナリ明年明後年ト左ニ示サンカ鉱毒激甚地ノ区域ハ年々増加スルモノナリ今年試ニ暫ラク仮リニ国法律ヲ度外ニシテ単ニ事実ノ一方ヲ以テ

人若シクハ数百人ヅ、ヲ移住セシメザルベカラズシテ今ヨリニニ

モノニアラズ明年又若干ノ移住民ヲ出ダシ年々歳々数千千人ヲ移住セシメタリトテモ之レヲ以テ到底終局ヲ見ルベキ

ニアラズト認ムルモノト雖ドモ今ヨリ年々毒層ヲ嵩 ルモノナリ然ルニ彼等ハ曲学者等ヲ雇フテ遊説セシメ素朴律 戦野ノ人心ヲ惑溺セシメ問題ノ真理実相ヲ誤解スルコト ヲ力メテ日夜奔走至ラザルナシト云フタメニ近来奇怪千万 ノ著書スラ世ニ顕ハル、コト甚ダ多シ之レ等ヲ以テ賢明 ノ士モ又本問題ニ無経験ナルモノ多キタメニ近来奇怪千万 セル書ニ誤ラレルモノ少シトハセザルベシ之レ暗黒社会ノ致ス所ナレ ボ今俄カニ誰レヲ恨ミ之レヲ憎ムノ謂ニハアラズ然レドモ人類 ハ人類タルノ謂ヲ以テ固有ノ権利ヲ貴重シ此被害窮民ト

雖ドモ好ンデ之レヲ虐待スルガ如キ悪事ニ類スルコトヲ誠メ国

ナレル程ノモノナリ故ニ普通人ノ眼ニテ今年鉱毒激甚地

天祐,財產了教、國家人道及生命了重言于天賦自然 氏少下至三人類以了待以下もり十り而力之國家が此民命及 多年被害民等が請願る儿園、趣と日う受見かられず良してり 依う片時モ早クシカ南東行う期スラムラ、東ナリトス而こう又 者、何の苦ンデ政府、年、アラナ、鏡毒、設防の為サズ命 備,几公私有,土地禮利財產,保護之以於方誰为又之 今ミアラナバ鏡等ラ停止セガカ道徳へ他 クセント欲スルノ夫ヨ全フセンムルニアリ 西·被害地住民力子孫,健康了天賦,仍三之上,你養 2一而しテ兵役其他國家、義務ラ房又丁 し自然,風土,復し預慮せん人 すけると、更、後難う思、ナカラしメヨー而とテ本问題。對スル いとし園家自うて成り風ルモノナリテョリ風民 あすうご園家こう リタルラ枚ハザリンカ之し人 牧,并力何故、国民,多数了了多年此,非命死陷 國家、財源ラ季に従せす國民ノ生命ラモ奪いいう 三國家が德義了事心國家,權利了事心一個人,タメニ しり担ムシアランヤダル:多年前何故二個暴力家多メ コモノニアラズ 速カニラレラ停止スルハン往,罪ラ 道上八國民至,信義司守几一月力九二十一從未加書 道了輕心生命了重シズルーラ知子 八道り毎世生命の重シゼサルノ致ス 道多復活心体格了日 謝るいマリ ラ牧へ生食 与ッラ 年如如

> 天祐ノ財産ヲ救へ国家人道及生命ヲ重ンジテ天賦自然ニ 「大祐ノ財産ヲ救へ国家人道及生命ヲ重ンジテ天賦自然ニ 「大祐ノ財産ヲ救へ国家人道及生命ヲ重ンジテ天賦自然ニ 「大祐ノ財産ヲ救へ国家人道及生命ヲ重ンジテ天賦自然ニ 「大祐ノ財産ヲ救へ国家人道及生命ヲ重ンジテ天賦自然ニ 「カンマを、ルニを、一個人ノタメニ 「カン国家ニシテ人道ヲ軽ンジ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ 「リタルヲ救ハザリシカ之レ人道ヲ尊ビ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ 「リタルヲ救ハザリシカ之レ人道ヲ尊ビ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ 「リタルヲ救ハザリシカ之レ人道ヲ尊ビ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ 「リタルヲ救ハザリシカ之レ人道ヲ尊ビ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ 「リタルヲ救ハザリシカ之レ人道ヲ尊ビ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ 「カーン国家ニシテ人道ヲ軽ンジ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ 「カーン国家自ラ亡滅ヲ図ルモノナリ今ヨリ国民ヲ救へ生命 ヲ保タシメ更ニ後難ヲ患ヘナカラシメヨ而シテ本問題ニ対スル 「人道トハ国民互ノ信義ヲ守ルコトヲカムルニアリ従来加害 人道トハ国民互ノ信義ヲ守ルコトヲカムルニアリ従来加害 人道トハ国民互ノ信義ヲ守ルコトヲカムルニアリ従来加害

令ニアラザレバ鉱業ヲ停止セザルカ道徳ハ他人ノ命ヲ待ツテ 行フモノニアラズ速カニ之レヲ停止スルハ己往ノ罪ヲ謝スルニアリ 行フモノニアラズ速カニ之レヲ停止スルハ己往ノ罪ヲ謝スルニアリ 多年被害民等が請願スル処ノ趣旨ヲ貫カシムルヲ良トセリ 要ハ被害地住民ガ子孫ノ健康ヲ天賦ノ侭ニ之レヲ保養 シ自然ノ風土ヲ復シ頽廃セル人道ヲ復活シ体格ヲ旧ノ如 クシ而シテ兵役其他国家ノ義務ヲ尽スコト尚往年ノ加 クセント欲スルノ志ヲ全フセシムルニアリ

国法及権利義務之部

一鉱毒被害地ニ於テハ国法ノ完全ニ行ハル、ヲ見ズ固ヨリ其不便苦痛一様ナラズト雖ドモ己ニ苦痛ニ感ズル程度濃厚激地ノ生活衣食足ラズ貧苦疾病ニ至ツテハ尚毒食ヲ避クル地ノ生活衣食足ラズ貧苦疾病ニ至ツテハ尚毒食ヲ避クル地ノ生活衣食足ラズ貧苦疾病ニ至ツテハ尚毒食ヲ避クル北ノリショ治・ナレルモノノシシク之レニ対シテハ法律家ノ志は仁人ノ救ヲ得ルト雖ドモ現ニ鉱毒激甚地方ニ当ル村落ナに人ノ救ヲ得ルト雖ドモ現ニ鉱毒激甚地方ニ当ル村落ナに人ノ救ヲ得ルト雖ドモ現ニ鉱毒激甚地方ニ当ル村落ノ加キ我皇帝陛下ノ勅語憲法法律規則命令一ツモ正当ニノ加キ我皇帝陛下ノ勅語憲法法律規則命令一ツモ正当ニノ加キ我皇帝陛下ノ勅語憲法法律規則命令一ツモ正当ニノ加キ党を関すり、大ルニが関ラ以テセラレ常ニ被害民ノ寸鉄ヲモ持セザルモノニ対スルニ銃剣ヲ以テとニ当ル事屢ナリ今之レヲ救フノ法如何日ハスルニ銃剣ヲ以テとニ当ル事屢ナリ今之レヲ救フノ法如何日ハスルニ銃剣ヲ以テとニ当ル事屢ナリ今之レヲ救フノ法如何日ハスルニ銃剣ヲ以テとニ当ル事とに対して、ヲリニを対して、カリスを対し、カリスのは、カリスでは、カリスのは、カリスを対し、カリスのは、カリスは、カリスのは、カリス

というできずルベカラズ政府の国家ノ為メ国法ヲ正当二実行スルノ権利ヲ妨ゲラル、コトヲ許サズ政府ハ多年加害者ノタメルノ権利ヲ妨ゲラル、コトヲ許サズ政府ハ多年加害者ノタメルノ権利ヲ妨ゲラル、コトヲ許サズ政府ハ多年加害者ノタメルノ権利ヲ妨ゲラル、コトヲ許サズ政府ハ多年加害者ノタメルノ権利ヲ抗ニ対スル各省諸当局吏員偶々職責ヲ持重スルモノアラバ決テノアレバ之レヲ敬愛セザルベカラズ若シ職責ヲ守ルモノアラバ決テスが毒手ニ委スルヲ敬禁シ而シテ既往ヨリ現今ニ渉リ家ノ毒手ニ委スルヲ厳禁シ而シテ既往ヨリ現今ニ渉リ家ノ毒手ニ委スルヲ厳禁シ而シテ既往ヨリ現今ニ渉リ家ノ毒手ニ委スルヲ厳禁シ而シテ既往ヨリ現今ニ渉リ家ノ事手ニ委スルヲ厳禁シ而シテ既往ヨリ現今ニ渉リ家ノする状況の関係を表している。

於テ誰レカ之レニ反対スルモノアランヤ而シテ其已ニ破壊セラレタル国法ノ回

故町村役場の強夷をなったかうでトノシ

諭为典八町村

修二力メザルベカラズ荷モ又上下ノ通義ヲ妨ゲズ法律ノ善美ヲ期スル 為メ其国土ヲ毒シ人ヲ殺スヲ厳禁シ就中地方官等ヲシテ風俗及 民情ヲ害サシメズ法律ノ通用ヲ慎ミテ人民ノ自由ト法律上ノ権義 民情ヲ害サシメズ法律ノ通用ヲ慎ミテ人民ノ自由ト法律上ノ権義 及侵害セシメザルニアリ今鉱毒ノ為メ亡ボサレ無法律ノ社会ニ陥ルマデノ長年月ハ如何ナル有様ニテアリシヤヲ追想セバ地方官等ノ無責任ニシテ人民ヲ虐待セシコトハ明白ノ証跡ナリ町村ニ自治制度アリ其町村ハ漸次ニ実力ヲ失へ漸次ニ廃滅シ漸次ニ財源ヲ亡滅セラレ漸 次ニ被害地ノ全部衛生ヲ害サレザルナク依テ漸次ニ非命ノ死ニ陥ル モノナレバ部落ノ教育ハ頽廃シ生業ハ停止セラレ村費ハ乏シクナリ町 オ事業ノ程度ハ逆比例ニシテ村費ノ欠乏ハ事務繁忙ノ程度 トナレリ仮令バ鉱毒地トシテ免租セシ土地ノ未ダ恢復ナキモノニ向 ツテ妄リニ諸租税地価割賦課ノ不当徴収アリ其苛酷ハ言語ニ ツテ妄リニ諸租税地価割賦課ノ不当徴収アリ其苛酷ハ言語ニ サテ妄リニ諸租税地価割賦課ノ不当徴収アリ其前をいう言語ニ サテシテクス所以ナリ而シテ其破壊ノ村落即チ自治

田ハク町村自治制ノ法文中鉱毒ノ文字ナシ町村長ニシテ鉱毒ニ関スルモノハ違法ナリト町村会議員ニシテ鉱毒事件ノ議決ヲ為スモノモノハ違法ナリト町村会議員ニシテ鉱毒事件ノ議決ヲ為スモノモノハ違法ナリト誣へ村吏ハ固名誉職トシテ町村吏員タルモノナレバ町ハ違法ナリト誣へ村吏ハ固名誉職トシテ町村吏員タルモノナレバ町門家ニアラザレバ先ツ監督官長ノ申條ヲ信ズルニシカズ之レヲ信ゼバ門家ニアラザレバ先ツ監督官長ノ申條ヲ信ズルニシカズ之レヲ信ゼバ門家ニアラザレバ先ツ監督官長ノ申條ヲ信ズルニシカズ之レヲ信ゼバ門家ニアラザレバ先ツ監督官長ノ申條ヲ信ズルニシカズ之レヲ問村務中以外ニ放任セザルヲ得ズト教へ甚シへカナ尚普通小学教員ノ欠申以外ニ放任セザルヲ得ズト教へ甚シへカナ尚普通小学教員ノ欠申拡毒ノ法文ナキヲ以テ学校ニ対スル鉱毒ノ害ハ町村務ノ外ニ度外根セズト教へ渾テ鉱毒ノタメニ田畑ノ荒レタルモ河川ノ破壊セルモ町村根セズト教へ渾テ鉱毒ノタメニ田畑ノ荒レタルモ河川ノ破壊セルモ町村制中鉱毒ノ文字ナキヲ以テ仮令其町村ノ亡減ニ至ルモ町村民死シテ

政府ナシト云フノ外ナシ之レ等不体載ヲ掩ハンタメ強テ町村制ナキ

> 官林徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年目ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫 官林徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年目ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫 官林徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年目ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫 官林徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年目ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫 官本徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年日ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫 官本徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年日ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫 官本徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年日ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫 官本徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年日ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫 官本徳川氏ノ植付ケタル百八ケ年日ノ大木ヲ挙ゲテ之レヲ濫

町村ニ町村役場ヲ置カシメ町村長ノ撰挙ヲ認可シ行政事務ヲ督促ヲナスニ当

毒化セル為メ山腹ノ毒土崩レ落チ山骨顕レテ又崩落シ破砕ノ岩 内外広キ田畑ヲ毒シ収額ヲ減シ河水ハ不潔有毒ニシテ河川法 内外広キ田畑ヲ毒シ収額ヲ減シ河水ハ不潔有毒ニシテ河川法 内外広キ田畑ヲ毒シ収額ヲ減シ河水ハ不潔有毒ニシテ河川法 内外広キ田畑ヲ毒シ収額ヲ減シ河水ハ不潔有毒ニシテ河川法 型メ高ノマ、ニシテ両岸ハ堤塘土質乾燥シ堤塘危弱トナリ毒浪 埋メ高ノマ、ニシテ両岸ハ堤塘土質乾燥シ堤塘危弱トナリ毒浪 型メ高ノマ、ニシテ両岸ハ堤塘土質乾燥シ堤塘危弱トナリ毒浪 型メ高ノマ、ニシテ両岸ハ堤塘土質乾燥シ堤塘危弱トナリ毒浪 型メ高ノマ、ニシテ両岸ハ堤塘土質乾燥シ堤塘危弱トナリ毒浪 型メ高ノマ、ニシテ両岸ハ堤塘土質乾燥シ堤塘の水ニ浸リテ 村数ケ所ニ及ビ人屋漂ヘテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ 村数ケ所ニ及ビ人屋漂ヘテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ 村数ケ所ニ及ビ人屋漂ヘテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ 村数ケ所ニ及ビ人屋漂ヘテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ 村数ケ所ニ及ビ人屋漂ヘテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ 村数ケ所ニ及ビ人屋漂ヘテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ 村数ケ所ニ及ビ人屋漂へテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ 大洪水汎濫ノ都度 な々毒浪汎濫ノまやニ苦メラレテ其害ノ及ベキ程度ノ深浅ヲモ知 マ々毒浪汎濫ノまやニ苦メラレテ其害ノ及ベキ程度ノ深浅ヲモ知 タザル人民ヲ毎リ学理ニ長ジタル者却テ此惨状ヲ冷笑シ去リ只 堤塘ノ崩壊鋸ノ如キニ至レル所僅ニ修繕費ヲ下附シテ之レヲ恩 堤塘ノ崩壊鋸ノ如キニ至レル所僅ニ修繕費ヲ下附シテ之レヲ恩

伐シ加へテ煙毒ノ害深ク嫩芽草苔ヲ枯死セシメ又山土ヲ

> 展住民ノ危険飲用水ノ欠乏不潔不良禾穀枯凋魚貝ノ死亡 居住民ノ危険飲用水ノ欠乏不潔不良禾穀枯凋魚貝ノ死亡 天産ノ亡滅等近年又人多ク死セリ之レヲ国アリ法律アルノ 天産ノ亡滅等近年又人多ク死セリ之レヲ国アリ法律アルノ 表産ノ亡滅等近年又人多ク死セリ之レヲ国アリ法律アルノ 表産ノ亡滅等近年又人多ク死セリ之レヲ国アリ法律アルノ まハ無形ニシテ被害民ノ想像シ及バザルモノ多シ又別ニ土地ニ対 スル法律保護ナキ為メ諸般ノ被害糾合シテ終ニハ地方制度 ノ亡滅トナリ組織要素トナリ人民流離頽廃トナリ困民ノ窮 フーに滅トナリ組織要素トナリ人民流離頽廃トナリ困民ノ窮 月間之レガ為メ刑法事件トナリ村費濫雑トナリ加フルニ悪漢 ノ出没権利ノ買収及人心ヲ愚ニ導キ或ハ脅シ或ハ誑カシ甚シキ ハ慈善家ノ事業等ニ対シ無礼ヲ為サシムル等ニ至ルマデ常ニ悪 次整善家ノ事業等ニ対シ無礼ヲ為サシムル等ニ至ルマデ常ニ悪 次整善家ノ事業等ニ対シ無礼ヲ為サシムル等ニ至ルマデ常ニ悪

二人民ヲ誘惑シテ向フ処ヲ失ハシメタリ夫レ斯ノ如クナルニ保護者 ハ常ニ請願ヲ拒ミ細民ヲ威嚇シ或ハ無罪ノ人ヲ捉ヘテ獄ニ投ジ ハ常ニ請願ヲ拒ミ細民ヲ威嚇シ或ハ無罪ノ人ヲ捉ヘテ獄ニ投ジ ハ常ニ請願ヲ拒ミ細民ヲ威嚇シ或ハ無罪ノ人ヲ捉ヘテ獄ニ投ジ ヲ自ラ堅ク保護スルニアリ先ゾ鉱業條例ヲ励行シテ国家ノ亡 右スル所ヲ許サベルニアリ先ゾ鉱業條例ヲ励行シテ国家ノ亡 右スル所ヲ許サベルニアリ先ゾ鉱業條例ヲ励行シテ国家ノ亡 加コトヲ停止スベシ而シテ国家多大ノ利益ヲ保護スルニアリ其 郡村部落個人ノ生業ヨリ公私享有財産公私有租地ノ荒亡ニ至 ルコトヲ停止シ人民ノ生殺与奪等ニ至ルマデ悉ク之レヲ加害者一人 ノ手ニ放任スルコトヲ停止シ人民ノ毒ニ死スルモノアルヲ停止スル為メ ノ手ニ放任スルコトヲ停止シ人民ノ毒ニ死スルモノアルヲ停止スル為メ

人ノ鉱業ヲ厳止シテ法律ヲ正明ニ実行スルニ以テ誰レカ之レヲ拒

ムモーアランア次二般ノ被島力商不了心其方法瘦良瀬川水原分水 少領以内山林可禁代し又細、苗樹り植、州子克クラレラ培養し克 り大ラ斌メポト基う造り又克り請山水源,伐本ラ制限し洪水防衛 如何スベカラザルナリ依ヶ名ッ多年国法っ死に多クノ国土の 之しう正すでい後せり如何今人之しり枚治セザレバ後人之しり 我人收支價公財政忽力地。落了人民死亡道此上了其祸, う為ス等国家へ之しが法律実行,急て了実、片時ララマノ 及了外ないりかいかラサルノ追呼域。至ラントス弱しう二十 うに好し万一之しう等間、附えいーアランカ国法被壞,極国家 口臭り装は律り度外視しる変国者,誠実た忠言陳写 ナリえことしラテは、実行スルー男加害者電典、明元れ十四用 年里、猪しれ不毛,妻野りはしれて一路しカラレラ許サッラと今人 全年前ノ五州 見ヨ土地肥、民豊ナリレラ今将、五州六十

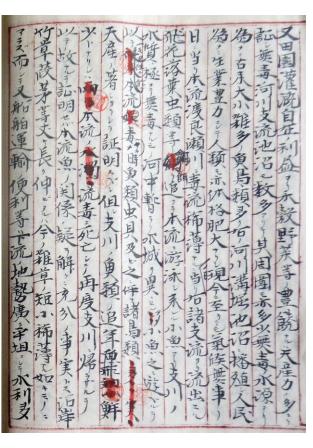
アノオヤシレラ監スルー高鏡奏被害吃野戦ラ監スルがれりセンシレ スルフノ甚にキモノアにったケレラヤー其野ノ深歌こう且ッ大ナルモノ こ出ツルモノアリトスルモ町、即チ田非ナリズンヤ故意、人氏ラを信待 五かりう人教ラを殺やしかまれる利えてして今丁一過失

行り期へでキノし

大計ラ段ルコトラナノ動語ラので電はり統一フラリケズは律り車 國家正当,防衛ラ為之現行,法律励行:踌躇やでままり 公年人解决了為了所以了一其民命了被八国土了多分了效了

如何スベカラザルナリ依テ先ヅ多年国法ヲ犯シ多クノ国土ヲ 之レヲ正サ、レバ後世ヲ如何今人之レヲ救治セザレバ後人之レヲ 嶺以内ノ山林ヲ禁伐シ又細ニ苗樹ヲ植へ克ク之レヲ培養シ克 余里ニ蟠レル不毛ノ毒野ヲ造ルモノ誰レカ之レヲ許サヾラン今人 余年前ノ五州ヲ見ヨ土地肥へ民豊ナリシヲ今将ニ五州六十 及ブ処ハ殆ンド測リ知ルベカラザルノ区域ニ至ラントス顧ミテ二十 ヲ忌避シ万一之レヲ等閑ニ附スルコトアランカ国法破壊ノ極国家 ク火ヲ誠メ治水ノ基ヲ造リ又克ク諸山水源ノ伐木ヲ制限シ洪水ノ防衛 ムモノアランヤ次ニ一般ノ被害ヲ救済スベシ其方法渡良瀬川水源分水 ハ永ク収支大ニ償ハズ財政忽チ地ニ落チ人民死亡遁逃シテ其禍ノ ノ口実ヲ装ヒ法律ヲ度外視シ憂国者ノ誠実ナル忠言諫争 ナリ若シ之レヲ今日ニ実行スルコトナク加害者党与ノ唱フル如キ無用 ヲ為ス等国家ハ之レガ法律実行ノ急ナルコト実ニ片時ヲ争フモノ

国家正当ノ防衛ヲ為シ現行ノ法律励行ニ躊躇セズ未来、 公平ノ解決ヲ為ス所以ナリ其民命ヲ救へ国土ノ多分ヲ救フニ当リテ 毒シ多クノ人類ヲ毒殺セシ加害者ヲ糺スベシ仮令万一過失 行ヲ期スベキノミ 大計ヲ誤ルコトヲナク勅語ヲ尊ビ憲法ノ統一ヲ守リ必ズ法律ノ実 アルオヤ之レヲ監スルコト尚鉱毒被害窮民ヲ監スルガ如クセン之レ スルコトノ甚シキモノアルニ於ケルヲヤ其罪ノ深酷ニシテ且ツ大ナルモノ 二出ヅルモノアリトスルモ罪ハ即チ罪ナリ況ンヤ故意ニ人民ヲ虐待



寺の湯と大小支川 大產及經

為メニ生業豊カニシテ人類モ亦体格肥大ナリシ現今ニ至リテモ気候無事ノ 以テモ己往ニ於テ本流毒ナキ時魚類虫貝及ビ之ニ伴フ諸鳥類 日ニ当リ本流渡良瀬川ニ毒流稀薄ナルノ日ニ当リ右諸支流ヨリ流出スル 為メニ古来大小雑多ノ魚鳥類多ク右ノ河川溝堀池沼ニ播殖シ人民 証シ無毒ノ河川支流池沼モ数多アリテ其周囲モ亦多少無毒ノ水源アリ 飛花落葉虫類等ノ餌ヲ追フテ本流ニ游泳シ来レル小魚アリ支川ノ 又田園灌漑自在ノ利益アリ禾穀野菜等ノ豊饒ナルハ天産力ノ多キヲ 水質ハ極メテ無毒ナルモノ河中暫ラク水域ヲ異ニセルタメ小魚之ニ遊ベルヲ

以テノ故ナルヲ証明セバ本流魚ノ関係ノ疑ヲ解クニ充分ノ事実トス沿岸

アラズ而シテ又船舶運輸ノ便利等ハ下流ノ地勢広ク平坦ニシテ水利多 竹草莜茅等丈ケ長ク伸ビタルハ今ノ雑草ノ短小稀薄ナル如キモノニ 少トナリシハ本流ノ流毒ニ死亡シテ再度支川ニ帰ラザルヲ

天産ノ著シカリシヲ証明スベシ但シ支川ノ魚類ノ追年鮮

天産及経済及鉱毒問題性質之部

足尾銅山以北諸山及鉱山附近渓谷ノ数流ヲ合センモノ之レ有毒

、河線渡良瀬川ノ本流トス其東十数里ニ連ル諸山ハ古峯源水

室根本行道山々流源宝来出流唐澤小野寺巴波尾釜粕尾等ノ諸山脈

及平林等ヨリ湧出スル大小ノ支川溝堀等各無毒ノ水源ヲ有シ又一方

之レ又無毒ノ水源ニシテ各其下流ハ皆渡良瀬川ニ合流シ而シテ 足尾山ヨリ南ニ十数里ニ渉ル諸山ハ庚申澤入東山以南大小支川

右諸山ノ水源ハ他ノ普通ノ山沢ト異ナリ諸山ハ概ネ無類ノ

天産力ヲ有シ加フルニ諸山森林ノ如キハ旧幕府徳川氏ノ水源

陸下総ノ五冽ニ通スル河川沿岸常ニ天産ニ富メルコトハ屡々己往ノ諸 涵養策ニヨリ数百年間ニ培養セシモノ之ヲ以テ上野下野武蔵常

請願書等ニ記述セシ如ク此諸山ノ土質極メテ濃厚ナリ就中渡良

瀬川桐生川柘田川等ノ水質又佳良ニシテ染色晒織物ニ利アリ

之为為少水

富上地極

沢ハ利根江戸両川一帯ニ分配シテ水陸無量ノ公益トナリ之レガ為メ古

ク沿岸之レカ為水産ノ天産ニ富ミ土地極メテ肥エタリシ而シテ其浴

来ノ住民一百数十ケ新町村ノ経営正ニ此天産ニ養ハル、モノトス今ヤ土

苟~及相軽率一統計又要識窮民一手調查 於新家了之於治術校藥了了之則切実解決 見。新山及以被害地授公者。見以给書為見過省 合係難病 患者,性質天元被害地全般 当局之方調查,助之少要 了病病可視察をこととと、不親切らろうこうる以我多病氣 ~~各其趣向,異、元五十八各科其病各事実、行十二深 於新國在 要不少 で記用及田園用水皆 一带一分配之水陸無量公益上一之一多方 岩正、以天産、浸した・ラトスクマト 令 個 人各家安人 病各千差万 り皮素難するやし 鱼具具對

,調査ト宝三末,完全之うる、沈

文文 放客 真相得

別ニシテ各其趣向ヲ異ニセルモノナレバ各科其病名ノ事実ニ付キテ深ク 見ヨ銅山及ビ被害地検分者ヲ見ヨ恰モ患者ノ見廻ル資格ナラザル 荷モ皮相軽率ノ統計又ハ無識窮民ノ手ニ調査ノ出来難キモノアレ 診断ヲ遂ゲ之レガ治術投薬ヲナス之レ則テ切実ノ解決ヲナス所以ナリ 草陸草皆不治ノ病ヲ得テ死滅若シクハ減少ス故ニ各科専門家ノ 質毒セラレ飲用及ビ田園用水皆不良不潔トナリ魚貝鳥獣水 合併難病ノ患者タル性質ヲ失ハザル被害地全般ノ病名ハ千差万 ヲ以テ病床ヲ視察セルモノトセバ之レ不親切ト云ハザルベカラズ此幾多ノ病気 ナシ若シ夫レ被害民ノ案内モナク不時ノ臨検若シクハ車上遠見等 分科診断調査ヲ要スルヲ以テ先ヅ之ノ問題ノ性質ヲ病類ノ定義トス

被害緩急苦痛ノ程度如何ナルヤヲ知ル能ハズ若シ夫レ知 事郡長村長警察等ノミニテ 郡衙県庁ノ想像ニ成リタル調査ヲ以テセバ之レ誠ニ被害ノ真想ヲ得ズ 得テ知ル能ハザルモノナレバ村々役場ノ調査ト雖モ未ダ完全ノモノニアラズ況ンヤ

ハ当局之レガ調査ヲ助クル必要アリ仮令バ個人各家毎人ノ財産ハ他人

調査セシモノアリトスルモ之レ到底被害ノ真想ヲ

従来中央当路者ノ誤解ヲ従来中央当路者ノ誤解ヲ

如何ニシテ此調査ノ完全ヲ得ベキカ知事郡長ハ村役場ニ対シ調査、 免カレザル一大原因ニシテ本問題カ多年世人ニ誤解ヲ抱カレシ所以ナリサレバ

如何了此調查完全了得了和事那長村夜場

木問題,多年去人

少年心順序也被害民中三天就財產軍力

没指事了爱了自家祠室各分,足別

事即長村長教言家等一手八八一般等級急苦痛程度如何九祖人

かれる調査マンティアリトなことと到底

被害,真相以

便

14夜末中央当路者,誤解

那衛縣聽想像成人調查以

標準ヲ示シ町村役場ハ之ヲ町村民ニ勧誘指導シテ之ヲ調査セシムル

順序トシ被害民ハ此指導ヲ受ケテ自家損害各分ヲ区別シ其年数

ヲ以テ町村役場ニ集ムルノ順序ナレドモ被害民ノ中ニハ知識財産資力

モ気力モナキ程ノ悲境ニ沈淪スルモノスラアリ之レ甚ダ至難ノ業ト云フベシ之

等ニ対シ地方官ニ於テ充分ノ助勢ヲ加フルニアラザレバ完全ノ調査ヲ為

シ得ザルナリ又社会損害ノ如キニ至リテハ村々関係ヲ異ニシ甲乙丙丁村々

必要アリト云フ所以ナリ而シテ曲学無血者流カ著述セル無標準ノ

テハ地方官及中央政府当局ニ於テ之ニ助勢ヲ加フルノ

サレバ他人ノ深ク知ル能ハサルモノナリ故ニ其大ナルモノハ益々広ク小ナルモノハ益

々小ナラザルヲ得ズ結局細民ノ手ニ終局ノ調査ヲ見ル可ラザルモノニ至リ

調査ノ不便ナルヨリハ寧ロ政府方面ノ便利ニシカサルモノナリ要スルニ区域ノ広

又国家ノ収入及地方町村費ノ地価割ノ統計ト雖モ之レ又町村

真誠ノ学理ニ拠リ事実ヲ極ムルニアラザレバ完全ノ調査ヲ遂グル能ハズ

調査ヲ為ス能ハザルベシ之等ハ地方官及ビ中央政府ガ愛国思想トー渉ル沿岸一帯ノ利益ニ通スルモノ少ナク交通其他社会ニ対スル損害人区々ニシテ被害ノ地勢水利及種類程度極メテ同ジカラズ且ツ数十里

キモ学理ヲ要スルモノハ地方官及中央政府ノ調査ヲ便利トシ又一方

ニ於テ下情ノ苦痛被害ノ惨状詳細ニ至ルモノハ村落居住ノ本人ニアラ

公表スル為メ之ヲ公然国民ニ示シ而モ尚無形ニシテ計数シ難キモノ即チ国家損害ノ一項トナシ右ノ三項ヲ総計シ各項数目ヲ判明シ易カラシメ其得失ヲ

山林河川諸工事費ノ増額及其利子等収支ノ損害ヲ総合シ之レヲ

兩屋なったが易さ、三十二年以降、鏡去で流下大 肥料了圖了一川,如三十年以来足是山大西京了一他 其以南及東方諸山之两降不其洪水、要毒 社飼山鎮毒旅路工事,見起而桃隘工事,易·難+其,便 出上了一所了一点十一日以外沿岸一带一土地亡成至了以上各項数目了総称以实、数下为内、上了两 用水了污藏之等學了了一一方是是是銀山,除十 忽了意量增加了鱼, 死之流之至, 疆去, 难積所, 九何九思经濟ナーショノとう後へ改ま了此父之とう華正、其大教力 害いう之う豫則る必要、今日、迫しりしいてい既 人題生活上重要,飲食不良,营養不足神天 の地田としい当りい経濟人義了設え経濟上德美。守 高老,師,地一片至了之处上各次了了人本来與影,題 下推測得等積等得等上分計大是又其数量,其少少多 利う毒スルーラなるとろう誰とりくをはってるとは 死亡等,對元元用及多年间,且誘請題、對之以要 洪水り大きくで混毒うに過せる民屋を深流とうな ,雨:全山了五少又三万人余,污 了上去一旦,悟石錢等二西多酸化了河中一注十西降 散禁一達一名齊車運送一大事天產 益多キラ見りこ今人為り害加入天産う害 生業俸此品如老德義等且以得天人俊 こで佐りを自己曖昧、手段子サス名公明。 八一所有也有害,鐘業了 物了常成流了 伊止これハブレテ ノ努 ~窮苦疾 贵用 P

> 人類生活上重要ノ飲食不良ヨリ営養不足補足費窮苦疾 したったスルニ当リテハ経済ノ本義ヲ誤ラズ経済上ノ徳義ヲ守リ の一モ法律ノ保護アツテ仮リニモ自己曖昧ノ手段ヲナサス名分ヲ明ニシ したり法ヲ蔑シーケ人ノ所有セル有害ノ鉱業ヲ停止スル能ハズシテ 数十万良民ノ生業ヲ停止スル如キ不徳義ニシテ且ツ得失ノ償 数十万良民ノ生業ヲ停止スル如キ不徳義ニシテ且ツ得失ノ償

銀少ナクシテ功益多キヲ見ンノミ今人為ノ害ヲ加へズ天産ヲ害サ銀少ナクシテ功益多キヲ見ンノミ今人為ノ害ヲ加へズ天産ヲ害サ 地ノ利ヲ毒スル事ヲ禁スルニ当ツテ誰レカ之ヲ拒ムモノアランヤ試シニ己 地ノ利ヲ毒スル事ヲ禁スルニ当ツテ誰レカ之ヲ拒ムモノアランヤ試シニ己 地ノ利ヲ毒スル事ヲ禁スルニ当ツテ誰レカ之ヲ拒ムモノアランヤ試シニ己 地ノ利ヲ毒ン且ツ捨石鍰等ハ一雨毎ニ酸化シテ河中ニ注ギ雨降レバ ハ山土ヲ毒シ且ツ捨石鍰等ハ一雨毎ニ酸化シテ河中ニ注ギ雨降レバ のチ毒量増加シテ魚ノ死シテ流ル、ニ至ル鉱毒ノ堆積所ヲ 始メ雨ハ全山ヲ毒シ又二万人余ノ汚物ヲ常ニ放流シテ飲 用水ヲ汚濊ニスル等挙ゲテ云フベカラサルナリ若シ足尾銅山ヲ除キ 用水ヲ汚濊ニスル等挙ゲテ云フベカラサルナリ若シ足尾銅山ヲ除キ 財以南及東方諸山ノミ雨降ラバ其洪水ハ無毒ニシテ今ニ天然 ノ肥料ヲ齎ス事旧ノ如シ三十一年以降ハ鉱毒ノ流下少ナクシテ却ツテ諸 支川ノ齎ス肥料ノ来リタルヲ見ルベシ 足尾山附近暴風雨少ナキノ致ス処ニシテ

予防工事ナルモノハ徒ラニ無経験者流ノ巡視スルトキ俄カニ川ヲ浚ヒ偏少ニシテ児戯ニ類シ結局ノ全功ヲ奏スル能ハザルヲ如何之レヲ以テ又危険狭隘ノ区域ヲ構造セシ沈澱濾過ノ両池ノ数少ナク且ツ

論了スベキモノニアサルハ明カナリ又仮令斯ル事変ナキトキト雖モ天然

^ 許サヾル厳冬沈澱池濾過池ノ結氷ニ至ル気候ヲ如何セン

破壊シ其惨状ノ測ルベカラザルモノアリ決シテ気候無事白ヲ以テ掠メ去ルホドノ暴流トナリ常ニ堆積セル毒土砂岩片悉ク崩解

三十一年ノ如キ事変起ラレカ足尾工場ノ家屋沈澱地等ヲ

及諸石諸層砕片及工場附近ニ散布セル毒砂ノ洗ハレテ でラ更メ石灰ヲ多量ニ用ユル等現在之ヲ証明スベシ而モ尚逃辞 フ構エ予防工事以来ハ足尾ヨリ鉱毒ノ流出ナシト只山田郡太 フ構工予防工事以来ハ足尾ヨリ鉱毒ノ流出ナシト只山田郡太 フ構工予防工事以来ハ足尾ヨリ鉱毒ノ流出ナシト只山田郡太 フレバ毒砂ハ常ニ河底水底アルモノナリ何ンゾ洪水ヲ待ツテナレバ毒砂ハ常ニ河底水底アルモノナリ何ンゾ洪水ヲ待ツテナレバ毒産の、常ニ河底水底アルモノナリ何ンゾ洪水ヲ待ツテナルニ鷲クベシ如何トを流少ナキハ正ニ之レ河底ヨリ流出スル毒ノミニシテ雨ノ日新ニ山土及諸石諸層砕片及工場附近ニ散布セル毒砂ノ洗ハレテ酸化シ混毒トナリ自然ニ放流セラル、モノ集マツテ河水ヲ毒スルモノニテ決シテ大間々辺ノ水中ヨリ酸化毒流スベキ理由ナキハ明カニ知ルヲ得ン況ンヤ大間々辺ノ河底ハ大石多クシテ毒砂ノ多ク沈滞ルヲ得ン況ンヤ大間々辺ノ河底ハ大石多クシテ毒砂ノ多ク沈滞ルヲ得ン況ンヤ大間々辺ノ河底ハ大石多クシテ毒砂ノ多ク沈滞ルヲ得ン況ンヤ大間々辺ノ河底ハ大石多クシテ毒砂ノ多ク沈滞レヲ得ン況である。

之ニ悉ク沈澱濾過二池等ノ効能ニ帰セントスルモノアレバ之レ気候風雨,

加減ヲシラザルノ妄言ト云ハサルヲ得ズ若シ夫レ一朝暴風雨ノ足尾以北

ニ達シ大雨為メニ降リ山岳為メニ崩レ岩ヲ流シ谷ヲ埋メシニ十九年

督:重十一多年人上旁害工上欄

当上三十二年

~

害民一年了了了一年一長主物之其被害地之

徳十至ラシナハ之と電を監督すりしり記るしてとまりまり記

會質问 土地、實二万四千六百町了多年、至上十七 同手等於一錢表泥渣浸入 岩葉ノ義務と徳義ラカラサルラ記明ストレ侵レハタトと自りう 産にたかれていし彼い自力を振ってとう為レタルトモナク使しか 天武文教とこまり到底如何トモストカテルり豫和セレモノナンです彼い根里真実務防り得えり宝三氣候地形及地勢及水利水害等り けら同調食り 文尚此他下流諸縣 三亦教古町步, ルホトノモノナルカマ又三十年春被害民多数 時ョり之う绝叫被害民、示之う詩類と、鏡業者自う 横听了被少等眼中国家经濟了只自家是加了了 监督,徒,犯罪隱馬巢屋,打上了又治外法権暴 知りう国家でいすうこと後加害者にきり見り今ま七十二年 モノナルオマンコリ六年前千六百町 他義、守えいたと政府していはからります四年まります年 何故自是震等鐘業人停止又十八刀及令鎮業主意業 防,工事了えば義教ランラで借り、粉鏡採集器たと 於了帝国議會見被害地區城末少一千六百町過十九少当 これ 国民是到山鎮毒調査会たそう 設置せこし 是山内人目逐十有余里深山了清政 结果豫防工事, 証を上来す其之うはせたノ結果ハイカたでキカ 數·国家, 數 地名及了美地免租了為了 ? 鳗毒除害器 命をラ受ケテルムナッス之上 請賴

時ヨリ之レヲ絶叫シ被害民モ亦之レヲ請願セシニ鉱業者自ラ 前ニ於テ帝国議会ガ被害地ノ区域未ダ一千六百町ニ過ギサルノ当 害民ノ争へアリショリ十二年ノ長キニモ拘ハラズ其被害地ノ区域ヲ ルホトノモノナルオヤ又三十年春被害民多数ノ請願ニヨリ又ハ議 知リテ国家アルコトヲシラズ彼レ加害者ナルモノヲ見ヨ今ヲ去ル十一 横所トナリ彼レ等ノ眼中国家経済ナク只自家ノ暴力アルコトヲ 広キニ至ラシメシハ毫モ監督ナカリシヲ証スベシ之レ事実ノ証明 予防ノ工事ヲナスベキ義務ヲシラズ僅カニ粉鉱採集器ナル スル処殊ニ足尾山内ハ人目遠ク十余里ノ深山ニシテ常ニ政府 会ノ質問ニヨリ内閣足尾銅山鉱毒調査会ナルモノヲ設置セラレシ ノヲ据付ケ政府ヲ欺キ国家ヲ欺クニ鉱毒除外ノ器械ト偽リタ 、監督ナク徒ラニ犯罪隠匿ノ巣窟所トナリ又ハ治外法権ノ暴

同三十年二於テ鉱毒泥渣浸入地ノ名ヲ以テ実地免租ヲ為シタル 振ツテ真実ノ予防ヲ為スト雖モ気候ト地形及地勢及水利水害等ノ 営業ノ義務ト徳義ヲ知ラサルヲ証明スベシ彼レハタトヒ自カラ 応スルガ如キノミ彼レハ自カラ振ツテ之レヲ為シタル事モナク彼レガ 其之ヲ監セザルノ結果ハイカナルベキカ 天形ニ反対セル工事ノ到底如何トモスベカラザルヲ予知セシモノナレバナリ彼レ トキモ同調査ノ結果予防工事ノ命令ヲ受ケテ止ムナク又之レニ ハ何故ニ自カラ震ツテ鉱業ヲ停止セサリシカ又仮令鉱業主カ営業 、徳義ヲ守ラストスルモ政府

レヲ忠告シ人民ハ鉱毒除外及ビ停止ヲ請願シテ其監督ヲ要

ラズ尚此地下流諸県モ亦数万町歩ノ鉱毒被害地ヲ見ルニ至

土地ハ実ニニ万四千六百町ノ多キニ至レルオヤ而テ被害地ハ之ニ止マ

ルモノナルオヤ之レヨリ六年前千六百町ノ被害地ヲ驚キテ議会ハ之

ノ西平成:家度地方官ノ手ラ經ラ其周旋"富ランメタル僅少損害金の與ハラ、永少以人民の数キタル地方でアル石等礦毒ラ流下センナル 丁の公言こと、うだ言的書中"明記しラ 引經 监督方行了了了中心已往美例以保証是了一一分解一力 谷,面了從東江外收在事横 カラナル、町村ナーカンテン、監を能べて光を足尾鏡山、深山路史及了明確、記跡へた所す、大渡良瀬利根治岸、人目表 鎮毒、前年、教信、鎮毒地で幾十倍ノラキ、至ランノ南 监督すり其二九年、至七丁星、約束,守りしてナキでしてうで シテ不当一解釋、マラザルナり而シラ一方:銀山、:示春電も モノとが被害民等り再じ流毒ノ来ラサルモノト信マレモ次 中今日,有樣一至上了了電三监督,十十事以上,歷

東できる物でで言った右、托、地方信等、内命とう将来、少く

工事七七八八尺徒被加害者力被害民情類好人為 十三年ラッカノきしょる旅防工事以来毒ナレト新言スラ 識しりはりまするまい金力飽りする教家ノ常しいり大笑、顔、可家、復害り救済スン 使令被害民、無利濟上、於了文等、思樂了生とりりよう慢に改り被八巴性ノ ノノ口実 過ギナニト明りタリ今ヨり之上ラ政と事ラ米国家 種 見弱窮若疾病毒食一被害民。其 中年了之う像屋了九一习學之矣。彼少心之心被害民 與奪了之次。不知得了了一金、天,時下地一利下 豫防工事を完全う期へくりモアラでイカン社界

僅カノ損害金ヲ与ヘテ永ク此人民ヲ欺キタル地方モアリ右等 求セシニモ拘ハラズ言ヲ左右ニ托シ地方官等ニ内命シテ将来ハ必ズ カラサルノ町村ナリ而シテ之ヲ監スル能ハズ況ンヤ足尾鉱山ハ深山 史ヲ以テ明確ノ証跡トスル所ナリ夫渡良瀬利根沿岸ハ人目遠 引キ続キ今日ノ有様ニ至ルマデ毫モ監督ノナキ事ハ以上ノ歴 鉱毒ハ前年ニ数倍シ鉱毒地ヲ幾十倍ノ多キニ至ラシメ尚 シテ不当ノ解釈ニアラザルナリ而シテ一方ハ銅山ニハ本来毫モ 鉱毒ヲ流下セシメサルコトヲ公言シ之レヲ誓約書中ニ明記シテ 監督ナク其二十九年ニ至ルマデ毫モ約束ヲ守リシコトナキノミナラズ モノナレバ被害民等カ再ビ流毒ノ来ラサルモノト信セシモ決 、奸手段ハ毎度地方官ノ手ヲ経テ其周旋ニ当ラシメタル

監督カ行フベカラサルハ已往ノ実例カ保証スルモノニシテ誰レカ

谷ノ間ニアリ従来何等

失策ヲ顧ミ国家ノ損害ヲ救済スベシ仮令被害民ノ無知 済上ニ於テ之等ノ悪弊ヲ生セシメタルヲ悔ヒ改メ彼レハ己往ノ 貧弱窮苦疾病毒食ノ被害民ヲ 識ニシテ組シ易キニ乗ジ金力飽クナキ暴勢家ノ常トシテ メノ口実ニ過ギサルコト明カタリ今ヨリ之レヲ改メ専ラ此国家経 工事ナルモノハ只徒ニ彼レ加害者ガ被害民ノ請願ヲ妨クル為 ニ三十年ノ予防工事モ亦結局其功ヲ見ル能ハズ如何セン予防 之ヲ信スルモノアランヤ見ヨ已ニ二十五年ノ予防工事功能ナク次

卑シメ之ヲ侮辱スルコトヲ憚ラズ実ニ彼レノ恣ニセバ被害民ニ 逆フテ何ヲ以テ予防工事ノ完全ヲ期スヘクモアラズイカニ社界ヲ欺 対シテハ生殺与奪ヲモ恣ニスルカ得ベシト雖モ天ノ時ト地ノ利トニ ズ染色洗晒ニ用ユルノ水質等ハ尤モ其佳良ナルモノヲ選ニアリ キ国家ヲ欺クノ甚シキカ予防工事以来毒ナシト断言スルヲ許サ

然ルニ毫モ此水質ニ害アレバ其損害ノ及ブ所

而モ尚遁辞ヲ為ス

数時間若クハ数十分ニシテ死亡スルヲ如何渡良瀬川ハ古来ナレバ毒ナシト云フカ若シ果シテ然リトセバ此水ニ魚ヲ入ル、時ハモノアラバ之レニ問ハン沈澱池濾過池等ヨリ流出セル水ノ透明

水質ニモ劣レリトセバ之レ非常ノ大差ナリ

佳良ノ水質ニシテ染洒染色等ニ利多カリシニ今ヤ普通ノ

然共三十年予防工事以来毒ナシト称スルカ

誣ルノ甚シキモノト云フベシ凡一度過ヲ為スモノ二度ナシト

云フベカラズ二度過ヲ為スモノコレヲ三度過チシト云フノ権利ナシ

監督ナキ鉱山ヲシテ今ヨリ後チ監督スベシトノ信用得ルモ之レヲ以テ加害者ヲシテ大ニ悔悟スル処カラシメサルヘカラズ且ツ従来

ノニモアラズ況ンヤ無用ニ属スル予防工事ハ固ヨリ之レノ監スルノ必用

此無経倫ニ鷲カサラン国家ハ断然経済ノ自然ニ則リ利害
ルコト之レヲ調査セズシテ空シク歳月経過セシモノ之ヲ如何誰カアルコト之レヲ調査セズシテ空シク歳月経過セシモノ之ヲ如何誰カ水害関係町村損害ノ大ナルヲ見ルベシ其得失大小軽重ノ大差水害関係町村損害ノ大ナルヲ見ルベシ其得失大小軽重ノ大差水害関係町村損害ノ大ナルヲ見ルベシ其得失大小軽重ノ大差水害関係町村損害ノ大ナルヲ見ルベシ其得失大小軽重ノ大差水害関係町村損害ノ大ナルヲ見ルベシ其得失大小軽重ノ大差水害関係町村損害ノ大・ルコト之レヲ調査セズシテ空シク歳月経過セシモノと対対が

ズ国家ハ百世ノ恥辱ト後世ノ悔ヲ遺ス勿レ

ヲ判別シ国家経済ノ本然ニ帰リ苟モ牽強附会ノ説ヲ用ヒ

古来ノ住民カ自然ノ風土ニ養ハレ千数百年ニ渉リテ

勤労ヲ加ヘテ関東八州ノ中央ニ五列ノ野ヲ茲ニ開拓シ祖先ノ辛苦

子孫ノ経営挙ゲテ誰レカーケ人ノ左右スル処ニ任センヤ

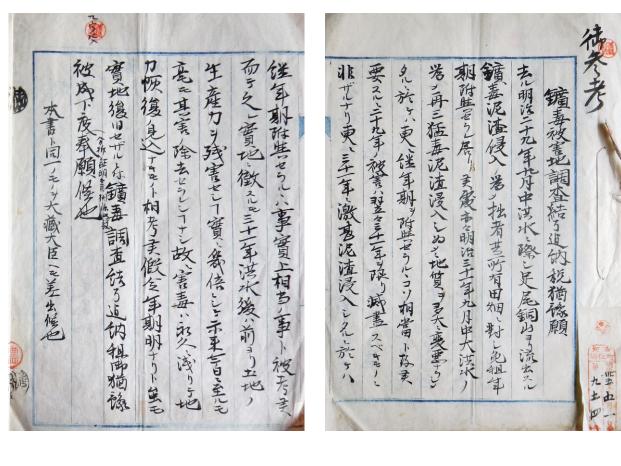
死ヲ致シテ之レニ反抗セサルヲ得サルモノナリイカニ関東ノ人気怯弱ナリト雖



源ヲ挽回スルニアリ之ヲ挽回スルニ於テ誰カ之ヲ拒ムモノアランヤ斯ル 我国有祖有益ノ地域ニ縮少シ静岡県下伊豆ノ国ヨリモ尚多大 国家ハ国家ノ国家ニシテ等シク 陛下ノ臣民ナルヲ見ヨ ヲ停止スヘキノミナラズ之ヲ停止シテ後此多大ナル国家ノ財 ヲ鳴ラシ其罪ヲ責メサルヘカラズ依テ断シテ其害毒トタル鉱業 ノ土地財源ヲ亡滅セバ国民トシテ誰レカ之ヲ黙止スルモノアランヤ鼓

其害毒ノ波及シテ止マザルノ事実前題ニ逑ヘタルガ如シ依テ正 ヤ害毒ノ根元ヲ禁絶セサレバ何事ヲ為スモ皆徒労ルノミナラズ (患者自ラ治術ノ方法ヲ知ラサルモノ、如シ然レトモ試ニ病 ニ其鉱業ヲ停止シ而シテ其善後ノ方法ノ如キ 茲二至ル原因ニ未来ノ希望トヲ曰ハンカ先ツ病患ノ原毒ヲ根絶

産ノ保証ト共ニ多大ノ国益ヲ増進スルコト明ケシ ヲ復活スベケンナリ誠ニ永遠ノ良策ニシテ国家無限ノ実力財 ヲ復シ大ハ以テ天然ノ力ヲ利シテ多様ノ公益及ビ人体ノ健康



御参考

(古河町役場 明治三十五年五月一日 第九五四日

鉱毒被害地調査結了迠納税猶予願

去ル明治二十九年九月中洪水ニ際シ足尾銅山ヨリ流出スル

鉱毒泥渣侵入ノ為メ拙者共所有田畑ニ対シ免租年

期附帯セラレ居リ候処亦々明治三十一年九月中大洪水ノ

為メ再三猛毒泥渣侵入シ為メニ地質ヲ多大ニ変悪ナラシメ

タルニ於テハ更ニ継年期ヲ附與セラル、コソ相当ト存候

要スルニ二十九年ノ被害ハ翌々三十一年ヲ限リ滅尽スベキモノニ

非ザルナリ更ニ三十一年ニ激甚泥渣浸入シタルニ於テハ

継年期附與セラル、ハ事実上相当ノ事ト被考候

而テ之レ実地ニ徴スルモ三十一年洪水後ハ前ヨリ土地ノ

生産力ヲ残害セシコト実ニ幾倍ニシテ示来今日ニ至ルモ

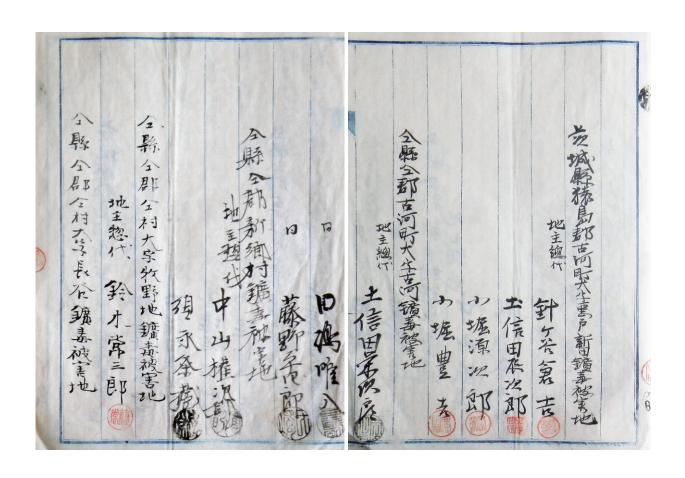
毫モ其害ノ除去セラレシコトナシ故ニ害毒ハ永久ニ残リテ地

実地復旧セザルニ付鉱毒調査結了迠納租御猶予

力恢復見込ナキモノト相考候假令年期明ナリト雖モ

被成下度 分析証明書相添此段 奉願候也

本書ト同一ノモノヲ大蔵大臣ヘモ差出候也



茨城県猿島郡古河町大字薦戸新田鉱毒被害地

地主総代 針ヶ谷倉吉

土信田辰次郎

小堀源次郎

小堀豊吉

仝県仝郡仝村大字長谷鉱毒被害地

仝県仝郡仝村大字牧野地鉱毒被害地

地主惣代

鈴木常三郎

仝県仝郡新郷村鉱毒被害地

同

藤野平次郎

同

田嶋唯八

地主惣代

中山権次郎

須永粂蔵

-90 -

仝県仝郡古河町大字古河鉱毒被害地

地主総代

土信田栄次郎





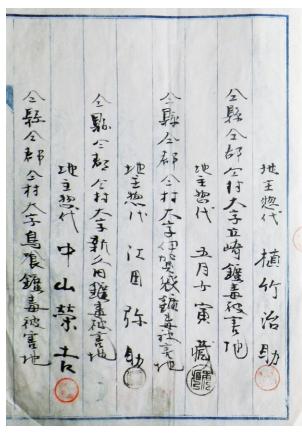
茨城県猿島郡新郷村長

秋庭彌

郎郎

茨城県猿島郡古河町長

潮田資敬



仝県仝郡仝村大字駒ケ崎鉱毒被害地

地主惣代 小倉佐市

地主惣代 山中善松

仝県仝郡仝村大字鳥喰鉱毒被害地

地主惣代 中山榮吉

仝県仝郡仝村大字新久田鉱毒被害地

地主惣代

江田弥助

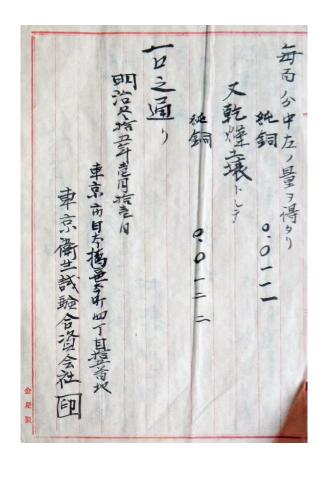
仝県仝郡仝村大字伊賀袋鉱毒被害地

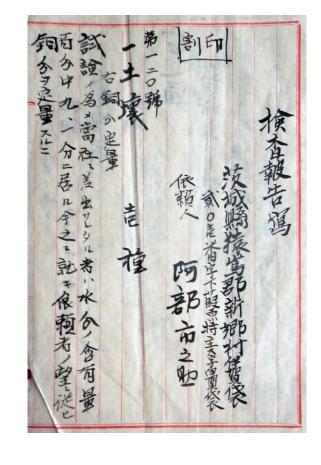
地主惣代 五月女寅蔵

仝県仝郡仝村大字立崎鉱毒被害地

地主惣代

-91-





割印

検査報告写

第一二〇号

一土壌 壱 種

右銅分定量

試験ノ為メ当社ト差出サレタル者ハ水分ノ含有量

百分中九、一分ニ居ル今之ニ就キ依頼者ノ望ミ従ヒ

銅分ヲ定量スルニ

毎百分中左ノ量ヲ得タリ

純銅 〇、〇一一一

又乾燥土壌トシテ

純銅 〇、〇一二二

明治参拾五年壱月拾壱日

右之通リ

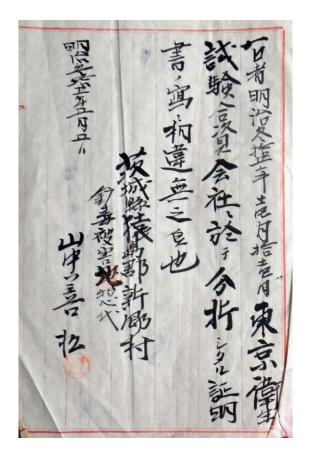
茨城県猿島郡新郷村伊賀袋

弐○壱番字下葭原持主大字伊賀袋

依頼人 阿部市之助

東京市日本橋邑本町四丁目拾五番地

東京衛生試験合資会社印



明治参拾五年五月五日

山中善松

茨城県猿嶋郡新郷村

鉱毒被害地惣代

試験合資会社ニ於テ分析シタル証明

書ノ写ニ相違無之候也

右者明治参拾五年壱月拾壱日東京衛生